

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書		
【提出先】	関東財務局長		
【提出日】	平成29年2月24日		
【会社名】	株式会社ネットマーケティング		
【英訳名】	Net Marketing. Co. Ltd.		
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮本 邦久		
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号		
【電話番号】	03-6408-6896（代表）		
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 管理本部管掌 長野 貴浩		
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号		
【電話番号】	03-6408-6896（代表）		
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 管理本部管掌 長野 貴浩		
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式		
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額		
	ブックビルディング方式による募集		240,380,000円
	売出金額		
	(引受人の買取引受による売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し		686,800,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し		145,440,000円
(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。			
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。		

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	280,000（注）2.	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

- （注） 1. 平成29年2月24日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成29年3月9日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
- 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、平成29年2月24日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式144,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
- なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成29年3月21日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成29年3月9日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	280,000	240,380,000	130,088,000
計(総発行株式)	280,000	240,380,000	130,088,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年2月24日開催の取締役会決議に基づき、平成29年3月21日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,010円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は282,800,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成29年3月23日(木) 至 平成29年3月28日(火)	未定 (注) 4.	平成29年3月30日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成29年3月9日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年3月21日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年3月9日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成29年3月21日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成29年2月24日開催の取締役会において、平成29年3月21日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成29年3月31日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成29年3月13日から平成29年3月17日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 赤坂支店	東京都港区赤坂三丁目3番5号

（注） 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成29年3月30日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	280,000	—

- （注） 1. 引受株式数は、平成29年3月9日開催予定の取締役会において決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成29年3月21日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
260,176,000	6,000,000	254,176,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,010円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額254,176千円及び「1. 新規発行株式」の(注) 4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限133,804千円については、ソフトウェア等への設備投資資金、優秀な人材の獲得及び育成資金、事業拡大に伴うオフィス移転費用等に充当する予定であります。具体的には以下の投資を予定しております。

- ① メディア事業において当社が運営するFacebookを活用した恋愛マッチングサービス「Omiai」のソフトウェア開発等の設備投資資金として150,000千円（平成29年6月期50,000千円、平成30年6月期50,000千円、平成31年6月期50,000千円）を充当予定であります。会員数を増加させるため、「Omiai」のソフトウェア改修を行い、ユーザビリティ及びシステム効率を向上させることを目的としております。
- ② 今後の広告事業及びメディア事業拡大のため、優秀な人材の獲得と継続的な育成を目的とした採用教育費として40,000千円（平成30年6月期20,000千円、平成31年6月期20,000千円）を充当予定であります。
- ③ 事業拡大に伴う人員増加に対応するための本社オフィス移転にかかる保証金および建物附属設備等の設備投資資金として197,980千円（平成30年6月期197,980千円）を充当予定であります。

なお、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

メディア事業における各サービスの内容については、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」をご参照ください。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成29年3月21日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	680,000	686,800,000	東京都中央区銀座八丁目4番17号 RIP 2号R&D投資組合 660,000株 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 DBJキャピタル投資事業有限責任組合 20,000株
計(総売出株式)	—	680,000	686,800,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,010円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 当社は引受人に対し、上記売出株式数の一部を、当社が指定する下記販売先(親引け先)に販売を要請する予定であります。当社が指定する販売先(親引け先)・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先(親引け先)	株式数	目的
ネットマーケティング従業員持株会	上限6,000株	福利厚生のため

なお、親引けは、日本証券業協会が定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
7. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
8. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付 場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成29年 3月23日(木) 至 平成29年 3月28日(火)	100	未定 (注) 2.	引受人の 本店及び 営業所	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 東洋証券株式会社 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号 エース証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目20番3号 藍澤證券株式会社 東京都中央区日本橋二丁目3番10号 水戸証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町7番12号 SMB Cフレンド証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号 極東証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成29年3月21日)に決定する予定であります。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	144,000	145,440,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 144,000株
計(総売出株式)	—	144,000	145,440,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年2月24日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式144,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,010円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注) 1.	自 平成29年 3月23日(木) 至 平成29年 3月28日(火)	100	未定 (注) 1.	株式会社SBI証券 の本店及び営業所	—	—

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。

3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である宮本邦久(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年2月24日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式144,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 144,000株
募集株式の払込金額	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。)
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	平成29年5月9日(火)
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 赤坂支店 東京都港区赤坂三丁目3番5号

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成29年4月27日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主であるMICアジアテクノロジー投資事業有限責任組合、MICイノベーション4号投資事業有限責任組合、松嶋さえ子、投資事業組合オリックス10号、株式会社アドウェイズ、株式会社アイレップ、MICイノベーション3号投資事業有限責任組合、島田大介、JAICーブリッジ2号投資事業有限責任組合、みずほキャピタル株式会社、NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合、KIZUNA投資事業組合、売出人であるDBJキャピタル投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成29年6月28日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

当社の取締役であり貸株人である宮本邦久、当社の取締役である長野貴浩、松本英樹及び山邊圭介、宮本信代は、主幹事に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成29年6月28日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売買等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成29年9月26日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式の転換もしくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年2月24日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙に当社のロゴマーク 

及び当社経営ビジョン The New Value Provider ∞ Internet を記載いたします。

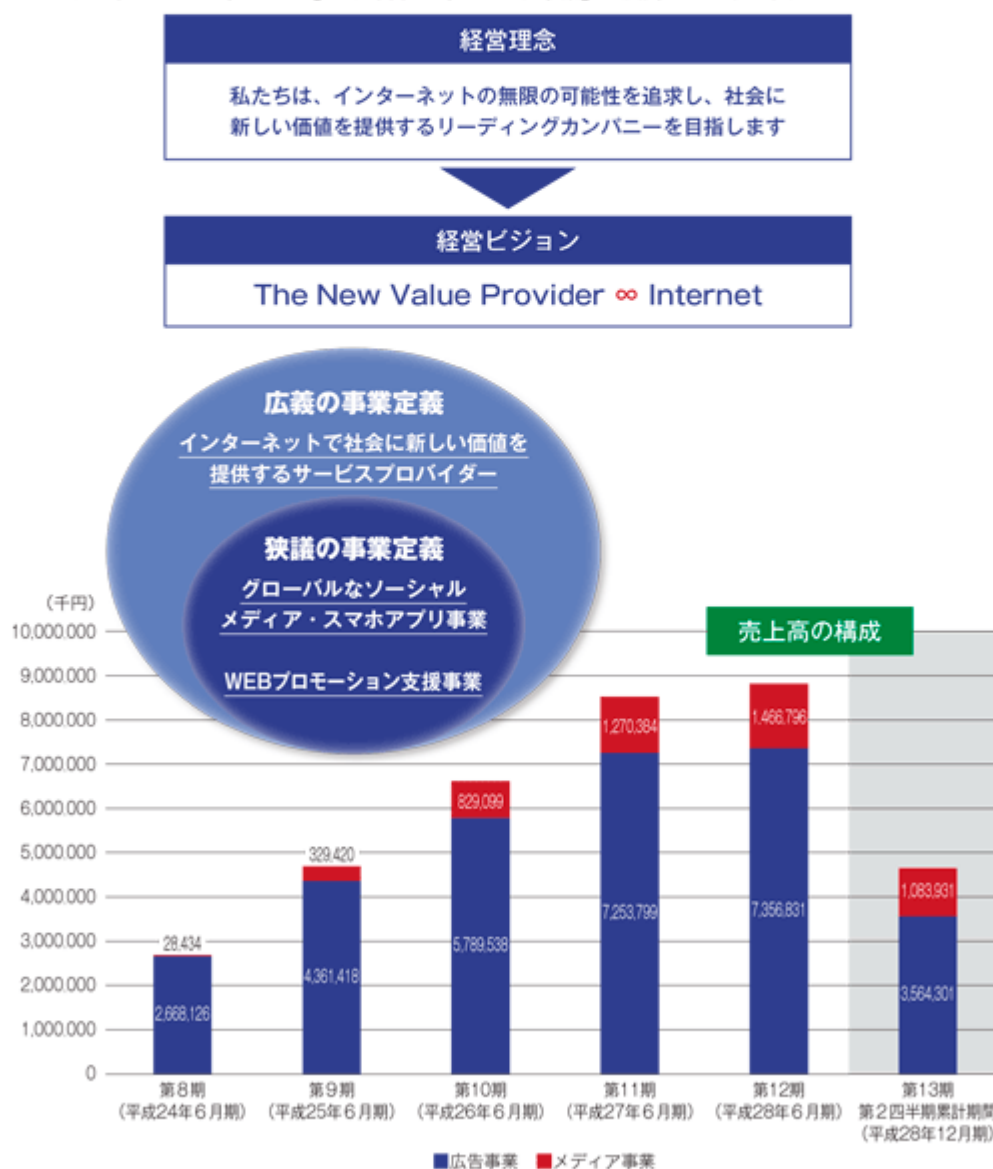
- (2) 表紙の次に「1 事業の概況」から「3 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1. 事業の概況

当社グループは、『インターネットの無限の可能性を追求し、社会に新しい価値を提供するリーディングカンパニーを目指す“The New Value Provider ∞ Internet”』という経営ビジョンのもと、まだ誰も手がけていない新しい価値を次々と作り上げ、社会へ提供し続ける企業づくりにチャレンジしております。

当社グループは、インターネット広告市場において、アフィリエイト広告に特化したエージェントとして広告展開の戦略立案から運用支援までを一環して提供する「広告事業」を展開しております。また一方で、Facebookを活用した安心・安全な出会いを提供する恋愛マッチングサービス「Omiai」とソーシャルジョブマッチングサービス「Switch.」を運営する「メディア事業」を展開しております。



(注) 第11期以降は連結の売上高を記載しております。

2. 事業の内容

■ 広告事業



広告事業は、インターネット上で商品の販売及びサービスの提供等のマーケティング活動を行う企業（以下、「広告主」という。）へ、アフィリエイト広告に特化したコンサルティングを行っております。アフィリエイト広告は「成功報酬型広告」とも呼ばれ、広告経由で何らかの成果（商品

購入、資料請求、サービス申込等）が発生した場合に広告掲載料が発生する広告形態であります。

当社グループは、広告主と、アフィリエイトシステムの提供会社であるアフィリエイト・サービス・プロバイダー（以下、「ASP」という。）や当社グループが直接提携するメディア（広告を掲載する媒体）を、当社グループが運営する広告効果計測ツール「ALLADiN（アラジン）」を介して繋ぎ、広告主のマーケティング活動の戦略立案と運用支援を行っております。当社グループが広告主のマーケティング目標の達成に合致した複数のASPやメディアを選択し、ハブになることで、広告主の業務負担を大幅に削減し、効果的なマーケティング活動を可能とします。

当社グループは、成果に連動した報酬を広告主から受け取り、その一部を同じく成果に連動してASPやメディアに対して支払います。

「ALLADiN」で
アフィリエイト広告を
一元管理

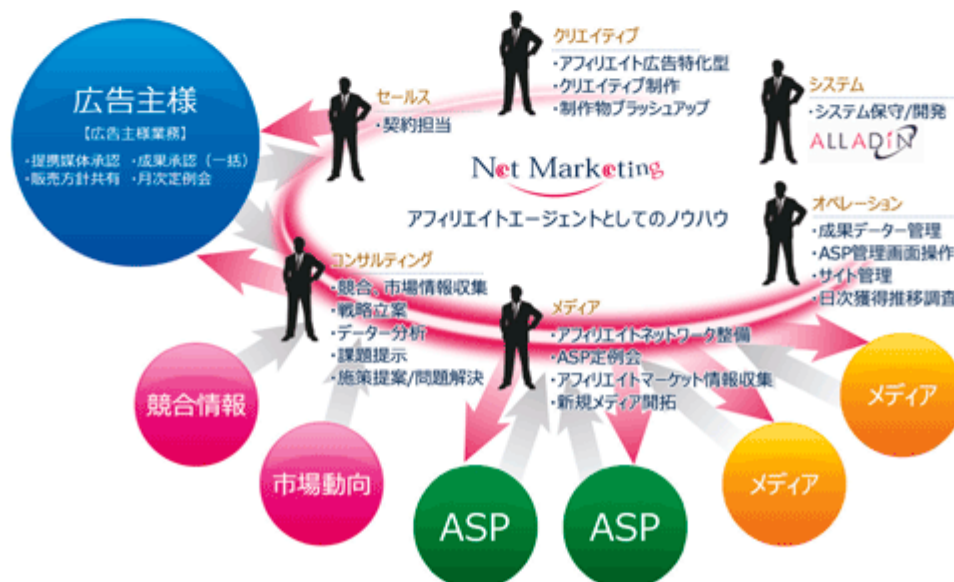
広告効果計測ツール「ALLADiN」とASPの管理システムの連携により、アフィリエイト広告の一元管理が可能です。

双方向の
パートナーシップ

アフィリエイト広告のスペシャリストとして、大手広告代理店及び各ASPとの強力なアライアンスを確立しています。

蓄積された
豊富なノウハウ

アフィリエイトエージェントとしての長年の実績により商材を問わずノウハウが蓄積されています。



■ メディア事業

メディア事業は、Facebookを活用した安心・安全な出会いを提供する恋愛マッチングサービス「Omiai（オミアイ）」とソーシャルジョブマッチングサービス「Switch.（スイッチ）」を運営・提供しております。

Omiai

<http://fb.omiai-jp.com/>



Omiai

▶「Omiai」は素敵な出会いのきっかけを提供する恋活（こいかつ）に特化した恋愛マッチングサービスです。

▶厳格な年齢確認に加え、カスタマーセンターによる24時間365日投稿監視体制。さらに、ユーザーからの違反申告機能を設けることでサービス利用規約から逸脱したユーザーや不正ユーザーを徹底排除！健全なサイト環境を維持。

▶Facebookのプライバシー設定を調整することでFacebook上の友達に知られることなく安心して利用可能なサービス設計。

▶「Omiai」は、有料会員からの月額利用料とOmiaiポイント等の利用料を主な収益としております。

（平成28年12月末時点）

■累計会員数	： 1,845,322人
■累計マッチング組数(※)	： 6,881,185組
■利用可能デバイス	： PC/iPhone/Android

累計会員数が増加



独自アルゴリズムを用いて
高マッチング率を実現。



本当に出会えて、安心安全で健全なサイト
として会員が増加する好循環



※ マッチング組数とは、会員がプロフィール情報の閲覧により興味を持った他の会員と1対1で連絡をとるためのお互いの意思確認が行われた組数をいいます。
また、累計マッチング組数とは、当社がサービスの提供を開始して以来成立したマッチング組数の累計をいいます。

《Omiaiの「安心・安全」》

厳格な年齢確認

お相手とメッセージ交換を行う前に、**各種公的証明書（運転免許証、パスポートなど）による年齢確認**を行い、ユーザーが18歳以上であることの確認を徹底しております。

『インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律』に則り、インターネット異性紹介事業者として、東京都公安委員会に届出を受理されております。

※インターネット異性紹介事業届出受理番号：30120012027

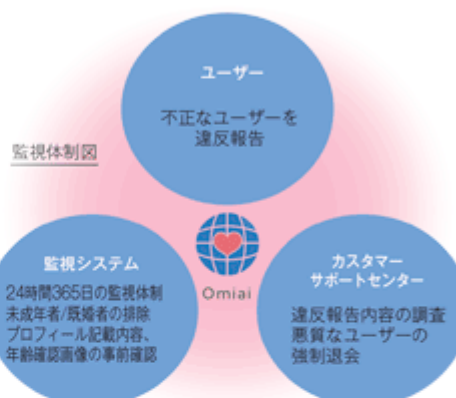
（平成28年12月現在）

ユーザーからの通報制度

Facebookのステータスが「既婚」「婚約中」「交際中」となっている方は、アプリを利用できない**仕組み**を実装しており、ユーザーが安心して出会いを求めることのできる環境を提供しております。また悪質な出会い系業者等の取り締まりも徹底しており、**ユーザーからの通報制度**によって安心安全で健全なサイト環境を保っております。

24時間365日投稿監視

24時間365日のカスタマーサポートによる監視体制と、ユーザーからの情報提供による協力により、悪質な出会い系業者等の取り締まりを徹底し、**安心・安全で健全なサイト環境**を維持。悪質なユーザーを発見した際にはイエローカードの付与や**強制退会**などしかるべき対応を**24時間365日体制**で行っております。



Switch

<http://switch.bz/lp/landing/af/>



▶「Switch.」はFacebookを介して登録したユーザーを直接スカウトすることができるダイレクトリクルーティングサービスです。求職者と求人企業の出会いを支援しております。

▶Webリテラシー・情報感度の高いユーザーを中心としたデータベース
Facebookを常用的に利用するWebリテラシーが高いユーザー層に特化

▶求人者のニーズにマッチしたユーザー層が獲得可能
Facebook広告でのセグメント配信により、求人者のニーズに沿ったユーザー層を構築

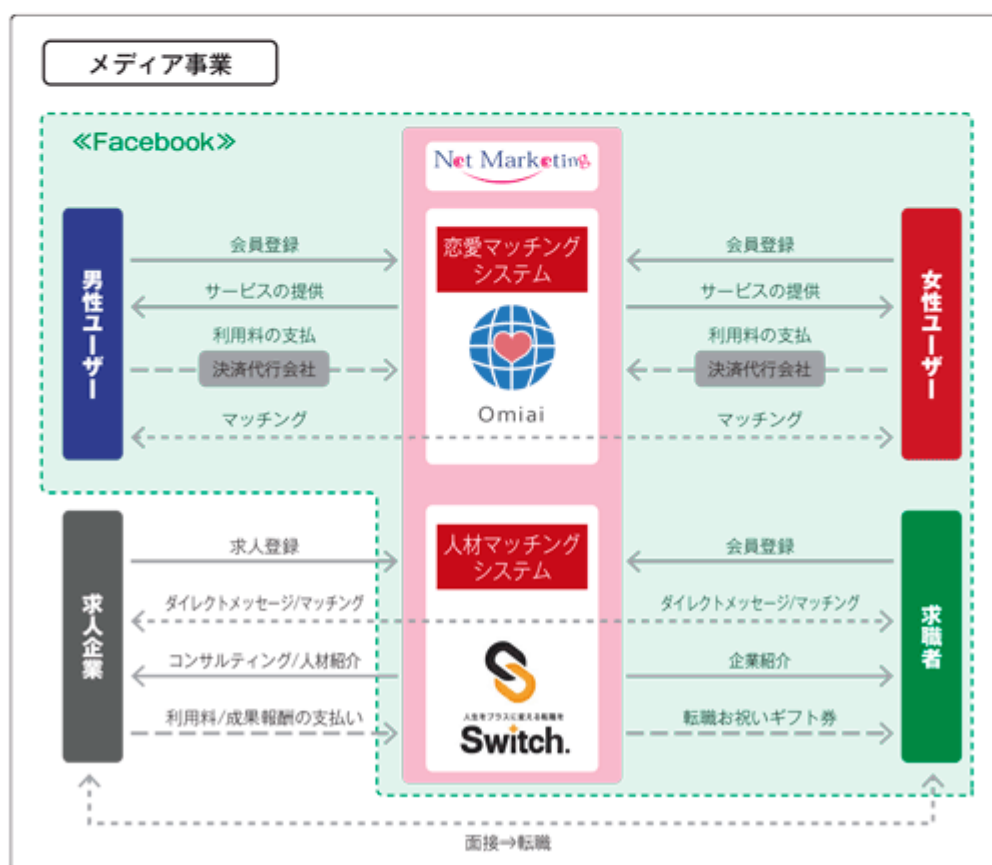
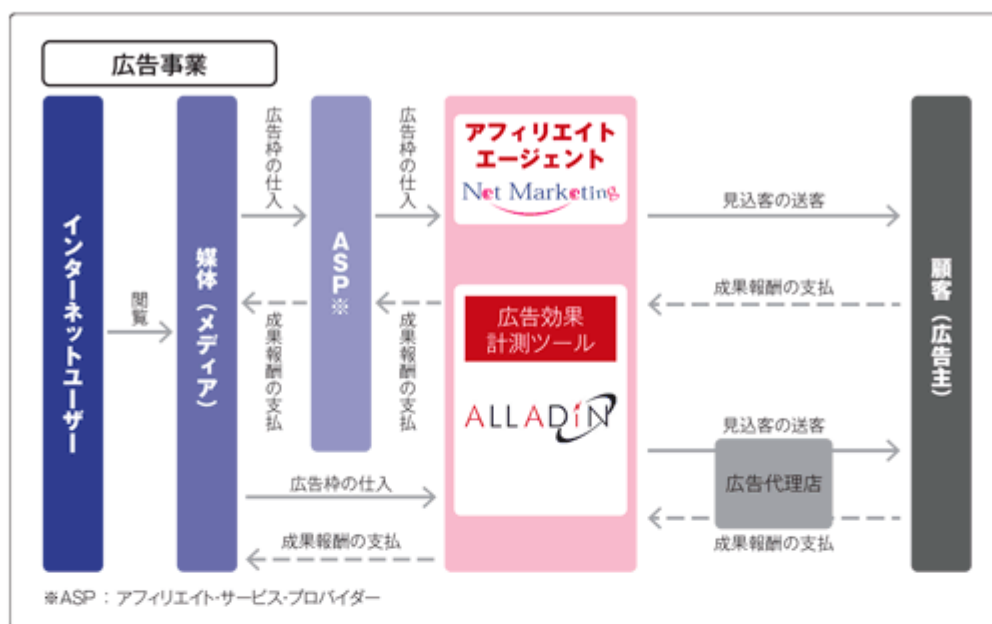
▶「転職予備軍」まで幅広くリーチ
「簡単登録」、「ワンクリックレスポンス設計」により、他の転職サイトではリーチ困難なユーザー層までアプローチ可能

▶求人企業と求職者が「Switch.」を通じてマッチングし、採用面談などが行われます。

▶入社に至った際に求人企業から当社へお支払いいただく成功報酬などが主な収益です。



■ 事業系統図



3. 業績等の推移

(1) 連結経営指標等

回次		第11期	第12期	第13期
決算年月		平成27年6月	平成28年6月	第2四半期 平成28年12月
売上高	(千円)	8,524,183	8,823,627	4,648,233
経常利益	(千円)	419,011	274,757	205,858
親会社株主に帰属する当期（四半期）純利益	(千円)	270,869	176,632	138,723
包括利益又は四半期包括利益	(千円)	288,351	161,212	149,237
純資産額	(千円)	689,700	850,912	1,000,150
総資産額	(千円)	2,924,244	2,834,808	2,617,958
1株当たり純資産額	(円)	106.24	131.07	—
1株当たり当期（四半期）純利益金額	(円)	41.72	27.21	21.37
潜在株式調整後 1株当たり当期（四半期）純利益金額	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	23.6	30.0	38.2
自己資本利益率	(%)	49.7	22.9	—
株価収益率	(倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	360,391	356,122	193,890
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△127,324	△96,263	△27,427
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△94,709	249,719	△52,924
現金及び現金同等物の期末（四半期末）残高	(千円)	828,000	1,322,100	1,446,177
従業員数	(名)	93	98	98
(ほか、平均臨時雇用者数)		(5)	(5)	(7)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 第11期及び第12期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第13期第2四半期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。
5. 平成27年6月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。

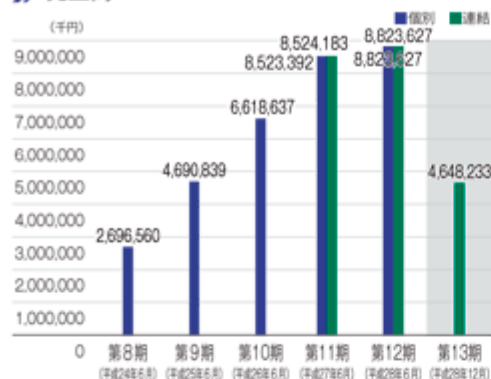
(2) 提出会社の経営指標等

回次		第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月		平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月
売上高	(千円)	2,696,560	4,690,839	6,618,637	8,523,392	8,823,627
経常利益又は経常損失（△）	(千円)	△757	55,572	273,143	422,049	277,645
当期純利益又は当期純損失（△）	(千円)	△4,158	61,402	162,695	273,998	179,613
資本金	(千円)	136,820	136,820	136,820	136,820	136,820
発行済株式総数	(株)	12,984	64,920	64,920	6,492,000	6,492,000
純資産額	(千円)	187,218	248,620	411,316	685,314	864,928
総資産額	(千円)	804,523	1,636,625	2,079,232	2,919,576	2,848,587
1株当たり純資産額	(円)	14,419.16	38.30	63.36	105.56	133.23
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額（△）	(円)	△320.25	9.46	25.06	42.21	27.67
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	23.3	15.2	19.8	23.5	30.4
自己資本利益率	(%)	—	28.2	49.3	50.0	23.2
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
従業員数	(名)	43	62	79	93	98
(ほか、平均臨時雇用者数)		(—)	(4)	(4)	(5)	(5)

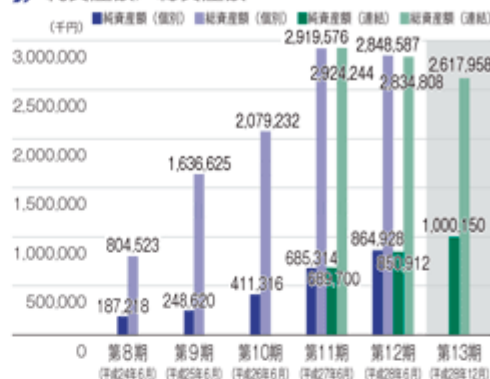
- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 第8期の自己資本利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
5. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 第9期、第10期、第11期及び第12期は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第8期の財務諸表については、監査を受けておりません。
7. 平成25年6月28日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行い、平成27年6月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。
8. 平成25年6月28日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行い、平成27年6月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の作成上の留意点について]」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

回次		第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月		平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月
1株当たり純資産額	(円)	28.84	38.30	63.36	105.56	133.23
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額（△）	(円)	△0.64	9.46	25.06	42.21	27.67
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	—	—

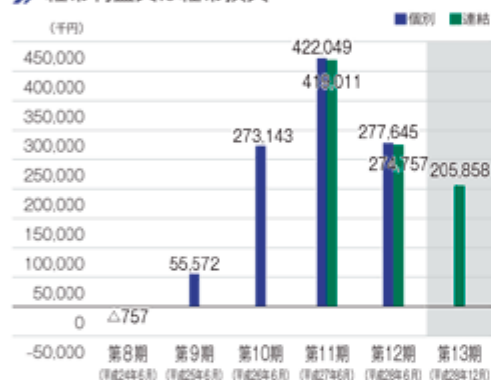
売上高



純資産額／総資産額



経常利益又は経常損失



1株当たり純資産額



親会社株主に帰属する当期（四半期）純利益及び当期純利益又は当期純損失



1株当たり当期（四半期）純利益金額又は当期純損失金額



(注) 平成25年6月28日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行い、平成27年6月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第11期	第12期
決算年月		平成27年6月	平成28年6月
売上高	(千円)	8,524,183	8,823,627
経常利益	(千円)	419,011	274,757
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	270,869	176,632
包括利益	(千円)	288,351	161,212
純資産額	(千円)	689,700	850,912
総資産額	(千円)	2,924,244	2,834,808
1株当たり純資産額	(円)	106.24	131.07
1株当たり当期純利益金額	(円)	41.72	27.21
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	23.6	30.0
自己資本利益率	(%)	49.7	22.9
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	360,391	356,122
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△127,324	△96,263
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△94,709	249,719
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	828,000	1,322,100
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用者数〕	(名)	93 〔 5〕	98 〔 5〕

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 第11期及び第12期は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
5. 平成27年6月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月
売上高 (千円)	2,696,560	4,690,839	6,618,637	8,523,392	8,823,627
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△757	55,572	273,143	422,049	277,645
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△4,158	61,402	162,695	273,998	179,613
資本金 (千円)	136,820	136,820	136,820	136,820	136,820
発行済株式総数 (株)	12,984	64,920	64,920	6,492,000	6,492,000
純資産額 (千円)	187,218	248,620	411,316	685,314	864,928
総資産額 (千円)	804,523	1,636,625	2,079,232	2,919,576	2,848,587
1株当たり純資産額 (円)	14,419.16	38.30	63.36	105.56	133.23
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	—	—
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	△320.25	9.46	25.06	42.21	27.67
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	23.3	15.2	19.8	23.5	30.4
自己資本利益率 (%)	—	28.2	49.3	50.0	23.2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用者数〕 (名)	43 〔 — 〕	62 〔 4 〕	79 〔 4 〕	93 〔 5 〕	98 〔 5 〕

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 第8期の自己資本利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
5. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 第9期、第10期、第11期、第12期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第8期の財務諸表については、監査を受けておりません。
7. 平成25年6月28日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行い、平成27年6月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。
8. 平成25年6月28日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行い、平成27年6月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行なわれたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月
1株当たり純資産額 (円)	28.84	38.30	63.36	105.56	133.23
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	△0.64	9.46	25.06	42.21	27.67
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—

2 【沿革】

当社は、平成16年7月東京都台東区上野において、広告主へキャンペーン型のアフィリエイト企画を提供するWeb広告の代理店として創業いたしました。

同年12月に本社を東京都港区南青山に移転し、その後、平成19年からはビジネスモデルの転換を行い、広告主とアフィリエイト・サービス・プロバイダー（ASP）やインターネットメディアを繋ぐアフィリエイト業界のセールスレップとして、広告主のWebプロモーションにおける運用支援及びメディア選定等のコンサルティングサービスの提供を開始いたしました。その後、アフィリエイト広告の専業代理店として大手広告主を中心にシェアを拡大してまいりました。平成23年9月からは本社を東京都渋谷区恵比寿に移転し、平成24年2月にはFacebookを活用した安心・安全な出会いを提供する恋愛マッチングサービス「Omiai」のサービスを開始いたしております。

設立以後の当社に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
平成16年7月	東京都台東区上野に、広告主へキャンペーン型のアフィリエイト企画を提供するWeb広告の代理店として、株式会社ネットマーケティング（資本金1,000万円）を設立。
平成16年12月	本社を東京都台東区上野から、東京都港区南青山に移転。
平成19年2月	キャンペーン型のアフィリエイト企画を提供するWeb広告の代理店から、アフィリエイト業界のセールスレップへビジネスモデルの転換を行い、広告主のWebプロモーションにおけるコンサルティングサービスの提供を開始。
平成19年6月	株式会社アドウェイズがジェイ・エス・ピー・エフ2号投資事業有限責任組合に当社株式を譲渡し、株式会社アドウェイズの持分法適用関連会社ではなくなる。
平成23年9月	本社を現在の東京都渋谷区恵比寿へ移転。
平成24年2月	インターネット異性紹介事業として、Facebookを活用した恋愛マッチングサービス「Omiai」の提供を開始。
平成24年12月	「Omiai」の米国における市場調査やマーケティング活動の拠点として、カリフォルニア州にNet Marketing International, Inc.（連結子会社）を設立。
平成26年3月	広告主のWebプロモーションにおけるコンサルティングサービス強化の一環として、運用型広告の取扱を開始。
平成27年1月	Facebookユーザー特化型ソーシャルジョブマッチングサービス「Switch.」のサービスを開始。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社（Net Marketing International, Inc.）の2社で構成されており、『インターネットの無限の可能性を追求し、社会に新しい価値を提供するリーディングカンパニーを目指す“The New Value Provider ∞ Internet”』という経営ビジョンのもと、まだ誰も手がけていない新しい価値を次々と作り上げ、社会へ提供し続ける企業づくりにチャレンジしております。

当社グループはインターネット広告市場において、主としてアフィリエイト広告に特化したエージェントとして、広告プロモーションの戦略立案から運用支援までを一貫して提供する「広告事業」を展開しております。また一方で、Facebookを活用した安心・安全な出会いを提供する恋愛マッチングサービス「Omiai(オミアイ)」を始めとした自社メディアを運営する「メディア事業」を展開しております。

「広告事業」、「メディア事業」とも、既に当社グループの収益基盤としてのコア事業の地位を確立いたしております。なお、この区分は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

各事業セグメントについて、以下に説明いたします。

(1) 広告事業

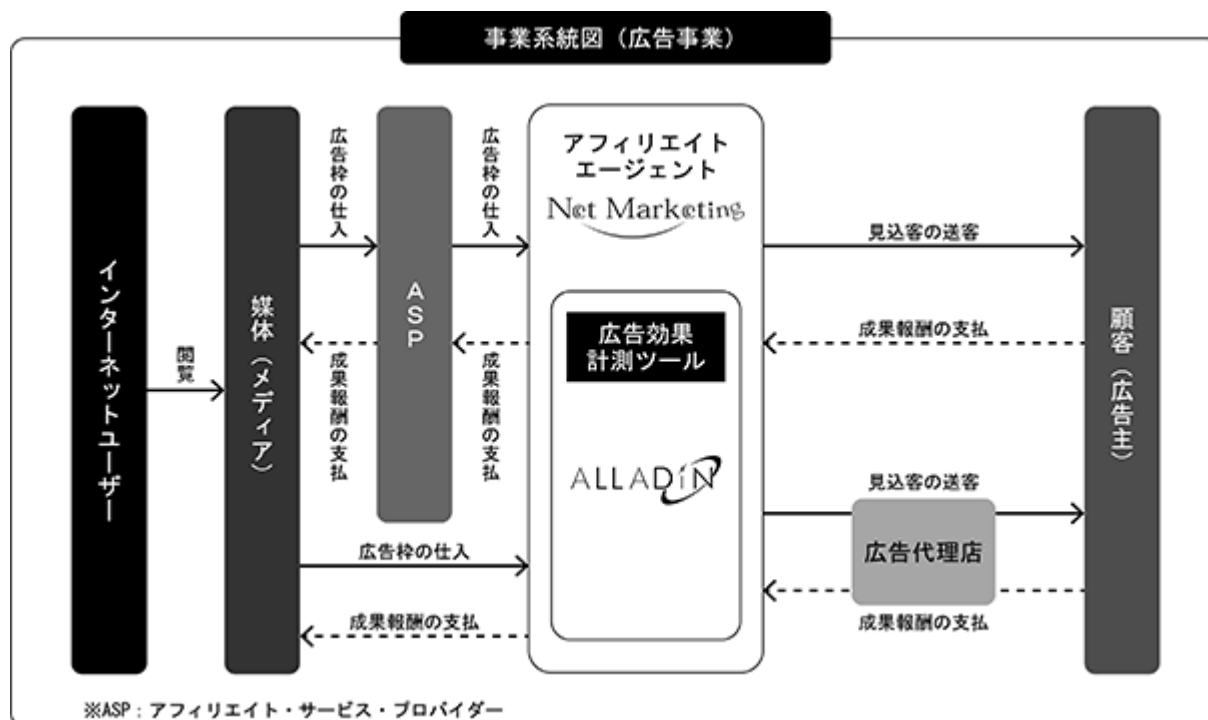
広告事業は、インターネット上で商品の販売及びサービスの提供等のマーケティング活動を行う企業（以下、「広告主」という。）へ、主にアフィリエイト広告のコンサルティングを行っております。アフィリエイト広告は「成功報酬型広告」とも呼ばれ、広告経由で何らかの成果（商品購入、資料請求、サービス申込等）が発生した場合に広告掲載料が発生する広告形態であります。広告主は成果の数に応じて広告掲載料を支払えばよく、費用対効果の高い広告手法であります。

当社グループは、広告主と、アフィリエイト広告の配信会社であるアフィリエイト・サービス・プロバイダー（以下、「ASP」という。）や当社グループが直接提携するメディア（広告を掲載する媒体）を、当社グループが運営する広告効果計測ツール「ALLADiN（アラジン）」を介して繋ぎ、広告主のマーケティング活動の戦略立案や運用支援を行っております。広告主のマーケティング目標の達成に合致した複数のASPやメディアを選択し、ハブとなることで、広告主の業務負担を大幅に削減し、効果的なマーケティング活動を可能とします。当社グループは成果に連動した報酬を広告主から受け取り、その一部を同じく成果に連動してASPやメディアに対して支払います。

当社グループの強みは、大きく3点あります。まず、アフィリエイト広告に特化した専門エージェントとして、長年の実績の積み上げによる豊富なノウハウを有しております。プロモーションの企画提案等のコンサルティングや実際の運用に当たる経験豊富な数多くの人材を抱えており、質の高いサービスを提供しております。次に、大手広告代理店及び各ASP双方との強固なパートナーシップがあげられます。アフィリエイト広告のスペシャリストとして大手広告代理店とのアライアンスのもとで、各広告主に対する魅力的な提案・コンサルティングを行っております。また、各ASPと当社グループは様々なプロモーションを取り扱っており、相互に情報を共有しながら運用しているため、精緻な調整をタイムリーに行うことが可能です。最後に、独自技術のもとで構築した広告効果計測ツール「ALLADiN」があげられます。各ASPの管理システムとの連携により、広告成果の一元管理、高次元分析、高性能トラッキング等が可能となっています。

当社グループは、アフィリエイト広告エージェントとして培ってきた以上のような強みを活かして、市場シェアのさらなる拡大を図り、コア事業としての持続的な成長を推し進めております。

なお、本事業は日本においてのみ展開しており、米国の子会社Net Marketing International, Inc.は関与いたしておりません。



(2) メディア事業

メディア事業は、Facebookを活用しプライバシーに配慮した安心・安全な出会いを提供する恋愛マッチングサービス「Omiai」を、日本のユーザー向けに平成24年2月より提供しております。

「Omiai」は婚姻率の低下や少子化が進む日本において、实名制を採用しているFacebookを活用した、安心・安全かつ手軽に利用できる、魅力的な異性との出会いの場を提供するサービスとして、立ち上げたものです。Facebookのアカウントを所持しているユーザーが利用できるサービスで、Facebookアプリ及びスマートフォンアプリとして提供しております。

Facebookを活用している理由は大きく3点あります。まず、Facebookが实名制であり、現実の交友関係がそのままネットに投影されたSNSであるという点です。实名制であるため、Facebookの情報を見るだけでその人の身元や人となりのある程度確認できると考えております。次に、Facebookは現在日本でも利用者が急増しているSNSであり、世界では既に数億人以上が利用しているため、日本から世界中のユーザーに対してサービス展開が可能であるという点です。最後に、Facebook上でアプリを許諾するだけで「Omiai」を利用できるという手軽さがあげられます。

また、「Omiai」は実名非公開で利用可能なサービスでもあります。Facebookのプライバシー設定を調整することで、Facebook友達に「Omiai」を利用していることを知られずに安心して利用することができる、プライバシーを考慮したサービス設計となっております。なお、「Omiai」は「インターネット異性紹介事業」に該当しており、各種公的証明書による厳格な年齢確認を行っております。また、オンラインで男女が出会うというサービスの性格上、カスタマーサポートセンターによる24時間365日の投稿監視体制を構築しており、さらにユーザーからの通報制度も採用した安心・安全に重きを置いた健全性の高いサービス運営に努めております。サービス利用規約から逸脱した悪質なユーザーを発見した場合には、イエローカードの付与や強制退会等の厳正な対応をとっております。

「Omiai」は有料会員からの月額利用料とOmiaiポイント等の料金を主な収益としております。恋活に特化したマッチングサービスとして、サービス開始以来、各種KPI（注）の管理に基づく収益モデルも確立いたしております。

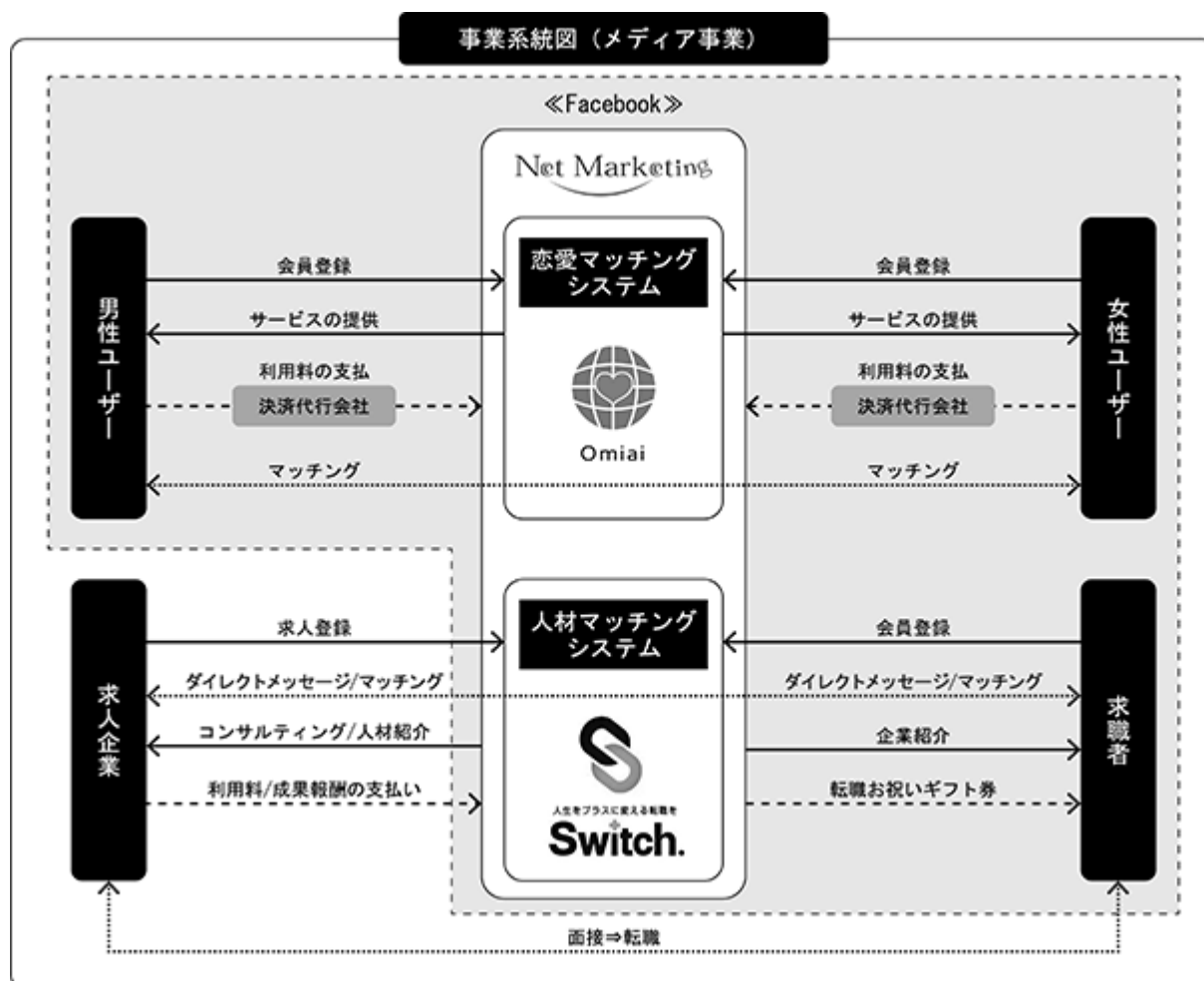
「Omiai」は、日本が抱える「少子化問題」に真剣に取り組む社会貢献事業と当社は位置付けており、政官民一体となった取り組みに貢献すべく「一般社団法人 結婚・婚活応援プロジェクト」にも中核メンバーとして参画いたしております。プライバシー並びに安心・安全の担保には最大限の注意をはらったサービス設計・運用を徹底することで、「Omiai」ブランドの確立に努めてまいりました。当社グループのもう一つのコア事業としての地位を、確立しております。

なお、平成24年12月には米国における市場調査やマーケティング活動の拠点として、カリフォルニア州にNet Marketing International, Inc.を設立しておりますが、本格的なサービス開始には至っておりません。

（注）. KPIとは重要業績評価指標（Key Performance Indicator）の略であり、事業や業務の目標の達成度を計る定量的な指標を指します。「Omiai」においては、登録会員数、有料化率、ARPPU（1人当たりの課金額）、集客費用等を指標化し、各種施策のKPIに対する投資効果から、収益モデルの組み立てを行っております。

また、当社グループの既存ビジネスのノウハウを活かし、メディア事業の一環として、平成27年1月にFacebookユーザー特化型ソーシャルジョブマッチングサービス「Switch.」のサービス提供を開始いたしております。日本で多くのビジネスパーソンが日々利用しているFacebookをプラットフォームとし、登録したユーザーを求人企業が直接スカウトすることができるダイレクトリクルーティングサービスです。Webリテラシー・情報感度の高いユーザーが数多く登録しており、また転職予備軍までを含めた幅広いユーザー層にまでアプローチが可能となっております。求人企業と求職者が本サービスを通じてマッチングし、採用面談等を経て最終的に採用・入社に至った場合に、求人企業から当社グループに支払われる成果報酬を主な収益としております。

職業紹介事業としての求人企業、求職者に対する支援体制も整い、事業の早期拡大を推し進めております。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千US\$)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) Net Marketing International, Inc. (注) 3	米国カリフォルニア州 サニーバール市	1,000	メディア事業	100	役員の兼任 2名

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 特定子会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
広告事業	54 (2)
メディア事業	27 (5)
全社(共通)	19 (1)
合計	100 (8)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト及び人材会社からの派遣社員）は、年間平均人員を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載しております従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 従業員数が最近1年間において 名増加したのは、主として事業拡大に伴う期中の採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成29年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
100 (8)	31.1	3.4	4,920

セグメントの名称	従業員数(名)
広告事業	54 (2)
メディア事業	27 (5)
全社(共通)	19 (1)
合計	100 (8)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト及び人材会社からの派遣社員）は、年間平均人員を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載しております従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 従業員数が最近1年間において 名増加したのは、主として事業拡大に伴う期中の採用によるものであります。
4. 平均年間給与は、報奨金等の基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第12期連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

当社グループが事業展開を行う国内インターネット関連市場におきましては、スマートフォンやタブレット端末をはじめとするインターネット利用端末の多様化等により、インターネット利用人口は平成27年の1年間で推計1億46万人（前年比28万人増）、人口普及率は83.0%（前年比0.2%増）と高い水準を維持しております（注）。また、FacebookやTwitter、LINEに代表されるソーシャルメディアの普及率も48.9%と前年と比べ1.5%上昇しております（注）。消費者がインターネット及びスマートフォンを利用する時間の拡大とともに、インターネットやスマートフォンに関連したサービスは更なる市場拡大が期待されております。

（注）出所：総務省「平成27年通信利用動向調査」

こうした経済環境の中、当連結会計年度における売上高は88億23百万円（前年同期比3.5%増）、営業利益は2億73百万円（前年同期比35.6%減）、経常利益は2億74百万円（前年同期比34.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億76百万円（前年同期比34.8%減）となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

① 広告事業

当事業は、アフィリエイトエージェント事業を主力のサービスとして提供しております。

アフィリエイトエージェント事業においては、幅広い業種における広告主の広告効果の最大化に取組み、売上高の拡大に努めてまいりました。しかし一方で、当社を取り巻く事業環境の変化に伴い、取扱い商材等の見直しを行ったことにより前年同期と比べ減益となっております。

以上の結果、当事業の売上高は73億56百万円（前年同期比1.4%増）、セグメント利益は4億38百万円（前年同期比17.8%減）となりました。

② メディア事業

当事業は、Facebook連動型マッチングサービス事業として恋愛マッチングサービスの「Omiai」やソーシャルジョブマッチングサービスの「Switch.」を提供しております。

「Omiai」につきましては、累計会員数が150万人を突破するなど利用者は順調に拡大しており、引き続き更なる利用者を獲得するためにサービスの拡充やプロモーション活動を積極的に行っております。また、新規サービス「Switch.」につきましては、事業の立ち上げを加速すべく積極的な先行投資を実施しております。

以上の結果、当事業の売上高は14億66百万円（前年同期比15.5%増）、セグメント利益は1億60百万円（前年同期比3.9%減）となりました。

第13期第2四半期連結累計期間（自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日）

当第2四半期連結累計期間（平成28年7月1日から平成28年12月31日まで）におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善に伴い個人消費に持ち直しの動きが見られ、総じて緩やかな景気回復基調が続いております。

当社グループが事業展開を行う国内インターネット関連市場におきましては、スマートフォンやタブレット端末をはじめとするインターネット利用端末の多様化等により、インターネット利用人口は平成27年の1年間で推計1億46万人（前年比28万人増）、人口普及率は83.0%（前年比0.2%増）と高い水準を維持しております（注）。また、FacebookやTwitter、LINEに代表されるソーシャルメディアの普及率も48.9%と前年と比べ1.5%上昇しております（注）。消費者がインターネット及びスマートフォンを利用する時間の拡大とともに、インターネットやスマートフォンに関連したサービスは更なる市場拡大が期待されております。

こうした環境のもと、当社グループは、中核事業であるアフィリエイトエージェント事業の拡販、「Omiai」を主軸としたメディア事業の収益基盤の確立を中心に、事業拡大に向けた取り組みを進めております。以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は、46億48百万円、営業利益は2億6百万円、経常利益は2億5百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は1億38百万円となりました。

（注） 出所：総務省「平成27年通信利用動向調査」

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

① 広告事業

当事業は、アフィリエイトエージェント事業を主力のサービスとして提供しております。

当事業においては、主にFX等の「金融」 カテゴリーやエステ・人材関連等を扱う「サービス」 カテゴリーが好調に推移いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は35億64百万円、セグメント利益は2億50百万円となりました。

② メディア事業

当事業は、Facebook連動型マッチングサービス事業として恋愛マッチングサービスの「Omiai」やソーシャルジョブマッチングサービスの「Switch.」を提供しております。

「Omiai」につきましては、持続的な収益の拡大を実現するため、サービスの拡充や効率的な会員獲得手法の確立に取り組んでおります。また、「Switch.」につきましては、サービスの拡充を図るとともに、一刻も早い収益モデルの確立に取り組んでおります。

以上の結果、当事業の売上高は10億83百万円、セグメント利益は1億19百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第12期連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は13億22百万円と前年同期と比べ4億94百万円(59.7%)増加となりました。

各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、3億56百万円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益の計上2億70百万円、売上債権の減少額6億5百万円、減価償却費67百万円が計上された一方で、仕入債務の減少額4億1百万円、法人税等の支払額1億66百万円が計上されたこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、96百万円となりました。これは主に、定期預金等の預入による支出24百万円、無形固定資産の取得による支出1億8百万円が計上された一方で、定期預金等の払戻による収入32百万円が計上されたこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、2億49百万円となりました。これは主に、長期借入れによる収入4億円、長期借入金の返済による支出1億38百万円が計上されたこと等によるものであります。

第13期第2四半期連結累計期間（自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日）

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は14億46百万円と前連結会計年度末と比べ1億24百万円増加となりました。

各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、1億93百万円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益2億5百万円を計上したことや売上債権の減少額が3億54百万円であった一方、仕入債務の減少額が4億25百万円であったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、27百万円となりました。これは主に、定期預金等の預入による支出6百万円や有形固定資産の取得による支出9百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、52百万円となりました。これは、長期借入金の返済による支出52百万円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

受注生産を行っておりませんので、受注実績に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

第12期連結会計年度及び第13期第2四半期連結累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第12期連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)		第13期第2四半期連結累計期間 (自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
広告事業	7,356,831	1.4	3,564,301
メディア事業	1,466,796	15.5	1,083,931
合計	8,823,627	3.5	4,648,233

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第11期連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)		第12期連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)		第13期第2四半期 連結累計期間 (自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社DMM.comラボ	1,621,197	19.0	1,439,215	16.3	629,845	13.6
株式会社電通	1,682,188	19.7	1,314,075	14.9	538,562	11.6
株式会社電通デジタル	—	—	—	—	527,412	11.3
株式会社エーアイパシフィック	1,284,198	15.1	—	—	—	—
株式会社ネクステッジ電通	—	—	896,944	10.2	—	—
株式会社リクルートキャリア	—	—	885,926	10.0	—	—

3. 主な相手先別の販売実績のうち、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先につきましては記載を省略しております。

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループでは、コア事業の持続的成長による経営基盤のさらなる強化を図り、ネット業界特有の事業環境の変化にも柔軟に対応できる強い企業体質を目指しております。将来にわたって確実に利益を出し続ける企業創りに専念し、その先のさらなる飛躍につなげてまいり所存であります。その推進に当たり、下記の事項を対処すべき課題としてとらえ、対応に取り組んでおります。

1. 広告事業

① 高利益構造への転換

当社グループの事業は、代理店ビジネスという特質、さらには当社グループの強みであるコンサルティング力の強化に伴う内部コストの増加という観点から、利益が圧迫され易い傾向にあります。当連結会計年度におきましても、営業ターゲットを大型案件へ集中させることで売上高の拡大に努めましたが、利益率は前期比で低下いたしました。特に、比較的利益率の高かった大型案件の取引を、広告主側の経営環境の変化に伴い期中に停止したことから、他案件のアップセル並びに新規案件開拓で売上高は微増までリカバリーいたしました。利益率は下がっております。

今後は、収益構造の改善を図るために、これまで培ってきた当社付加価値をさらに高めるとともに、顧客への直接営業による高利益率案件の新規受注を増やし、代理店経由での受注においても新規受注案件に限らず既存稼働案件も含めて、利益率改善の取り組みを推進しております。また、経営資源の効果的な配分、システム化の推進等により業務効率の高い体制作りを推進し、販売管理費の抑制を図っております。

② 特定の商材、顧客への依存解消

アフィリエイト広告専門のエージェントとして、競合他社との差別化を図りシェアの拡大を進めておりますが、コンサルテーション型の事業の特質から特定の商材（金融、美容等）の売上構成比が高く、当該市況等の外部的な要因を受け易い傾向があります。加えて、販売先上位数社で当社グループの当該事業セグメント売上高の7割強を占め、特定顧客さらには特定代理店への依存度が非常に高くなっており、それらの取引先の動向及びそれらの取引先との取引の動向により業績が左右され易い面があります。現に、当連結会計年度において、比較的利益率の高かった大型案件の取引を、広告主側の経営環境の変化に伴い期中に停止した事例が発生いたしております。

今後、収益基盤の安定化及び事業規模の拡大を図るために「EC案件等をターゲットとしたシステムの構築」、並びに「顧客基盤の拡大に向けたリレーション活動の強化」、「ターゲット商材における広告運用ノウハウの蓄積」等により新規顧客開拓を進め、バランスの良い顧客ポートフォリオの実現に努めてまいります。

2. メディア事業

① 「Omiai」のさらなる収益拡大

高い成長が期待できるソーシャルアプリ市場において、平成24年2月にサービスを開始した「Omiai」は、これまで会員の獲得、ブランドの確立を最優先に、積極的な投資を行ってまいりました。平成28年12月現在で、累計会員数184万人、累計マッチング組数688万組に達しており、既に収益の基盤としての地位を確立するとともに、安心・安全な出会いの場を提供するサービス運営を徹底し、ブランドの確立にも努めてまいりました。今後は、より効果的な会員獲得手法を追求するとともに、サービスの拡充等で会員有料化率、ARPPU（1人当たりの課金額）等のKPIのさらなる改善を図り、収益の持続的な成長を目指してまいります。

さらに、「Omiai」はFacebookユーザーをターゲットとしたサービスですが、今後Facebook以外のユーザ層の取り込み、グローバル市場への展開についても検討してまいります。

	平成24年6月末	平成25年6月末	平成26年6月末	平成27年6月末	平成28年6月末
累計会員数 (万人)	4	26	59	101	150
累計マッチング組数 (万組)	7	73	183	327	526

（注）マッチング組数とは、会員がプロフィール情報の閲覧により興味を持った他の会員と1対1で連絡をとるためのお互いの意思確認が行われた組数をいいます。また、累計マッチング組数とは、当社がサービスの提供を開始して以来成立したマッチング組数の累計をいいます。

② 新規サービス「Switch.」の育成

当社グループの既存ビジネスのノウハウを活かし、メディア事業の一環として、平成27年1月にFacebookユーザー特化型ソーシャルジョブマッチングサービス「Switch.」のサービス提供を開始いたしております。広告事業において培ったBtoBビジネスのノウハウと、「Omiai」サービスのマッチングビジネスのノウハウを活かした、新規事業領域への参入をはかるものであります。「Switch.」は、日本で多くのビジネスパーソンが日々利用しているFacebookをプラットフォームとし、転職予備軍までをターゲットにしたダイレクトリクルーティングで企業と求職者を繋ぐものです。サービス開始以来、日常的にFacebookを利用する情報感度・Webリテラシーが高いユーザー層が求職者として登録しており、IT業界を中心に多数の求人企業に参加いただいております。現在、職業紹介事業としての求人企業、求職者に対する支援体制も整いサービスの拡充を推し進めており、メディア事業の一つの柱として育成してまいります。

4 【事業等のリスク】

以下では、当社グループの事業の状況及び経理の状況に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。なお、本項には将来に関する事項が含まれておりますが、特段の記載がない限り本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

1. 事業環境並びに事業の内容に関するリスク

(1) 広告事業

① 競合について

当社グループが属するアフィリエイト広告業界には複数の競合企業が存在し、非常に厳しい競争関係にありますが、セールスステップの立ち位置でアフィリエイトエージェントに特化し、長年のノウハウの蓄積により差別化を図ることで、市場での認知を得ております。しかしながら、競争が激化し、さらなる価格競争等に巻き込まれた場合には利益率が悪化したり、アフィリエイトエージェントサービスそのものが衰退する可能性もあります。また、アフィリエイトエージェントサービスは新規の参入障壁が比較的高くないサービスであることから、豊富な資金力を有する企業が新規に参入し、当該会社が運営する関連事業等との連携で新たな付加価値を生み出す可能性があります。このような場合には、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

② 利益率の悪化

『3 対処すべき課題』に記載のとおり、代理店という立ち位置、さらにはコンサルテーションを中心とする事業構造から、どうしても利益が圧迫され易い傾向にあります。当社グループでは、付加価値の向上、多方面での営業努力、システム化等による販売管理費の抑制等で利益率の改善に取り組んでおりますが、それらの取り組みが想定通りに進展しなかった場合、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定顧客への依存

『3 対処すべき課題』に記載のとおり、販売先上位数社で当社グループの当該事業セグメント売上高の7割強を占めており、特定顧客への依存度が非常に高くなっております。今後、提供サービスの差別化を促進することで売上高の維持拡大に努めるとともに、新規顧客開拓を進めてまいります。競合企業がさらなる付加価値の創成を行うこと等によって新規顧客開拓が思うように進まなかった場合には、特定顧客への依存度が軽減されず、それらの取引先の動向及びそれらの取引先との取引の動向によって、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

④ 特定の商材への依存と季節変動について

『3 対処すべき課題』に記載のとおり、金融、美容等の特定の商材への依存度が高くなっており、その特定の商材の市場動向、例えば為替の動向や顧客の業績・販売戦略等の影響を受け易い事業構造にあります。また、エステ・脱毛等の美容案件は夏季シーズンにつながる第3四半期（1月～3月）の後半から第4四半期（4月～6月）、第1四半期（7月～9月）の前半に売上が偏る傾向があります。美容以外の広告商材に関しては目立った季節変動は無く、またメディア事業のうちOmiaiサービスの売上は有料会員数に依存することから毎月増加する傾向にあります。会社全体としては以下の表に示すとおり、下期、特に第4四半期に売上が偏る傾向にあり、結果的に通期の業績見通しが読みづらくなっている面もあります。

今後、当社グループの取扱商材の幅を拡げ、新規顧客開拓を進めてまいります。新規開拓が思うように進まず、その依存度がますます増した場合には、特定の商材の市場動向や季節変動で当社グループの業績が大きく左右される等の、重要な影響を及ぼす可能性があります。

全社_第12期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
売上高（千円）	2,430,558	1,880,514	2,040,139	2,472,415	8,823,627
割合（％）	27.5	21.3	23.1	28.0	100.0

（注）上記の数値のうち通期の売上高を除いた数値については、新日本有限責任監査法人による監査を受けておりません。

⑤ 広告商材並びに広告表示について

当社グループは、広告商材や広告表示に関して、「案件受注ガイドライン」、「広告表示チェックリスト」等の運用ルールを設けており、その徹底した運用を図ることで法令遵守、公序良俗の維持に努めております。一例として、アダルト関連やギャンブル関連、靈感商法・悪徳商法と見なされるもの、風紀を乱し犯罪を誘発する恐れのある商材の取り扱いはいたしません。また、優良誤認や有利誤認、誇大表示が見受けられるような表示についても、チェックリストにより排除いたしております。しかしながら、当社グループの運用が徹底されず、これに違反するような広告の取り扱いが行われた場合に、レピュテーション等の影響も含めて、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑥ ASP（アフィリエイト・サービス・プロバイダー）とのパートナーシップの継続

広告のメディア出稿においてASP経由の取引が非常に多く、中でも有力なASP数社との取引が大きな割合を占めております。今後もASP各社と良好な関係を構築してまいります。ASPの方針変更や、当社グループのサービスの陳腐化に起因し競合企業に対する競争力が低下すること等により、ASPとの関係性が変化する場合は、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 新しい広告手法の出現

アフィリエイト広告は、その効果が把握し易く、費用対効果も高いことから、これまで高い成長率を維持してまいりました。しかしながら、新しい広告モデルが開拓され、それが市場に受け入れられ、当社グループの対応が遅れた場合に、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 法的規制

アフィリエイト広告事業は「不当景品類及び不当表示防止法」、「おとり広告に関する表示」等の関連業法や告示が存在いたしますが、現在のところ事業の継続に大きく影響を及ぼすような法規制は無いものと認識しております。しかしながら、今後の法整備の結果、新たに法規制が発生し、当社グループ側の対応が遅れた場合には、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑨ システムトラブル

当社グループのサービスはインターネット上での広告配信、成果の管理等をシステム化して行っています。使用するハードウェア、ソフトウェア、通信回線等の不具合、人為的なミス、さらにはコンピュータウイルス、停電、自然災害等によってサービスが中断し、当社グループ側の対応が適切に行われなかった場合に、信用低下や損害賠償請求等により、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) メディア事業

① オンライン恋愛マッチングサービス市場の動向について

オンライン恋愛マッチングサービス市場については、調査機関のレポートでもその成長性が示されており、当社グループのサービス「Omiai」もこれまで順調に会員数を伸ばし、今後とも持続的な成長を遂げていくものと考えております。既に競合サービスもいくつか市場に参入してきており、市場としての認知度も確立されつつあるものと認識いたしております。しかしながら、後述するサービスの安全性、健全性等の問題や、法的規制の強化等により期待通りの市場成長が得られなかった場合に、無料会員の獲得、さらには会員有料化が進まず、会員獲得に向けたプロモーション費用等の回収もできないことから、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

② 競合について

「Omiai」は、日本においては当社グループが他社に先駆けて開始したFacebookを活用したマッチングサービスであり、先行メリットを活かせる状況にあります。しかしながら、競合サービスもいくつか既に市場に参入し、中には現時点では会員数で先行を許しているものも出てきております。今後、集客プロモーション手法、サービス内容等で差別化を図っていく必要があります。また、本サービスは新規の参入障壁が比較的高くないことから、今後豊富な資金力を有する企業が新たに参入し、当該企業の傘下にある関連事業等との連携で新たな付加価値を生み出した場合も含めて、競合の結果、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③ サービスの安全性、健全性に関して

「Omiai」では、ユーザー間相互にメッセージでのコミュニケーションが発生する際には、ユーザーの年齢確認が確実に実施されております。また、24時間365日の投稿監視体制の構築等、サービスの安全性、健全性には万全の配慮を払っております。しかしながら、急速なサービス利用者の増加等に伴い当社グループが予期しないような不備が発生する可能性も否定できず、それに伴うユーザーからの問い合わせやクレーム等への対応が適切に行われなかった場合に、問題が表面化する可能性があります。さらに、恋愛マッチングサービスという性格上、マッチングした会員間で、当社サービス外でトラブルが発生すること考えられます。これらが原因となり風評被害等が発生した場合に、サービスの信頼性やブランドが毀損され、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

④ Facebookアプリに関するFacebook, Inc.社の方針変更

「Omiai」及び「Switch.」はFacebook上で提供されております。Facebook, Inc.社は、同社が提供するFacebook上でのアプリに関しては厳密なガイドラインを設けて運用しております。当社グループはそのガイドラインに関する情報を常に入手し、その遵守に最善の注意を払っておりますが、同社のガイドラインが大きく変更され、当社グループがそれにタイムリーに追従できなくなった場合に、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑤ Apple Inc.社及びGoogle Inc.社の方針変更

「Omiai」及び「Switch.」のスマートフォンアプリ版は、Apple Inc.社及びGoogle Inc.社のプラットフォームを介してユーザーに提供されています。したがってこれらのプラットフォーム運営事業者への依存度が大きく、それらの事業方針の変更等によって当社アプリの提供が困難になった場合、手数料率が変動した場合等に、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 法的規制

各サービスとも、留意すべき関連法令が存在いたします。「Omiai」はFacebook上での恋愛マッチングサービスであることから、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律、同法施行令、同法施行規則」の適用を受けるサービスに該当いたします。当社グループは、年齢確認（児童でないことの確認）の実施、児童による利用禁止の明示、公安委員会への届出等を法令に則り確実に実施いたしております。また、「資金決済に関する法律」にもとづき財務局へ必要な届出等を行っております。「Switch.」はFacebook上でのソーシャルジョブマッチングサービスですが、有料の職業紹介事業に該当することから「職業安定法」の適用を受けますので、厚生労働大臣の許可を受けております。また、両サービスとも「電気通信事業法」について、必要な届出を含めた法令に則った対応をとっております。その他、「特定電子メール契約法」「特定商品取引法」、「消費者契約法」、「景品表示法」、「下請法」等の留意すべき関連法令があり、社内で課題の洗い出しとそのチェック体制を構築して、万全を期してサービスの提供を行っております。しかしながら、法令に抵触し当該許可及び登録が取消しになる事態となった場合には事業活動に支障を来すことになり、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、今後、法規制の改正、解釈の変更、さらには新たな法規制の制定等が行われ、当社グループとして何らかの対応が必要となった場合や、当社グループ側の対応が遅れた場合には、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、現時点での許認可等の取得状況は以下のとおりであります。

許認可等の名称	インターネット異性紹介事業の届出	資金決済に関する法律の届出
所轄官庁等	東京都公安委員会	内閣総理大臣
許認可等の内容	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」による届出	「資金決済に関する法律（資金決済法）」による、自家型前払式支払手段の基準日未使用残高の基準額超過による届出
番号（平成29年1月31日現在）	受理番号 30120012027	なし
有効期限	—	—
法令違反の要件及び主な許認可取消事由	児童福祉法やその他児童保護に関する法律、児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令に定める違反行為が行われた場合や、事業者が欠格事由に該当する場合等	前払式支払手段の発行業務の運営に関し、前払式支払手段の利用者の利益を害する事実がある場合等

許認可等の名称	有料職業紹介事業許可	電気通信事業の届出
所轄官庁等	厚生労働大臣	総務大臣
許認可等の内容	「職業安定法」による有料職業紹介事業を行う許可	「電気通信事業法」による、電気通信役務（インターネット関連サービス）提供に関する届出
番号（平成29年1月31日現在）	許可番号 13-ユ-306873	届出番号 A-26-13616
有効期限	平成29年11月30日	—
法定違反の要件及び主な許認可取消事由	欠格事由への該当等、第三十二条各号（第三号を除く。）に該当する場合等	通信に関して知り得た他人の秘密の守秘義務違反等

⑦ システムトラブル

当社グループのサービスはインターネット上でのマッチングサービスの提供、資金決済の管理等をシステム化して行っておりますが、使用するハードウェア、ソフトウェア、通信回線等の不具合、人為的なミス、さらにはコンピュータウイルス、停電、自然災害等によってサービスが中断し、当社グループ側の対応が適切に行われなかった場合に、信用低下や損害賠償請求等により、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 新規サービス「Switch.」の育成の遅れ

『3 対処すべき課題』に記載のとおり、メディア事業のもう一つの柱として、平成27年1月にFacebookユーザー特化型ソーシャルジョブマッチングサービス「Switch.」のサービスを開始いたしております。早期の事業拡大を目指し、サービスの拡充、並びに参加クライアント数、総会員数・アクティブ会員数、稼働求人数等の各種KPIの管理による運用ノウハウの蓄積に努め、また職業紹介事業としての求人企業、求職者に対する支援体制も整いサービスの拡充を推し進めております。しかしながら、新規事業特有の想定外の課題が今後明らかになり当初の想定通りに進展しなかった場合に、ソフトウェアの減損処理を行う等で当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他

① インターネット事業環境の変化について

当社グループの事業はインターネットの利用を大前提としておりますが、技術革新等でインターネット環境に大きな変化が起こり、その変化に対応するための技術開発に多大な費用が発生した場合や当社グループ側の対応が遅れた場合に、サービスとしての競争力が低下することが考えられます。また、インターネットの利用を制約するような新たな法的規制の導入等により、インターネット関連市場の発展が阻害され、当社グループの事業が低迷することが考えられます。以上のような場合には、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

② 個人情報保護

当社グループのサービスは、「Omiai」における会員情報や会員間のメッセージ交換情報、「Switch.」における会員情報や求人企業との間のメッセージ交換情報、さらには広告事業におけるキャンペーン申し込み情報等の様々な個人情報を扱っております。社内規程の整備、社内教育・啓蒙活動の実施等を含めて、その管理には万全を期しておりますが、不測の事態により個人情報が外部に漏洩した場合には、信用低下や損害賠償請求等により、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 組織・体制、そのほかに関してのリスク

① 今後の事業展開、新規事業について

当社グループは「The New Value Provider ∞ Internet」という経営ビジョンのもと、インターネットの分野において、まだ誰も手掛けていない新しい価値を作り上げて社会へ提供し続けていくことを経営理念としております。コア事業の継続的成長による経営基盤の強化を図り、将来にわたって確実に利益を出し続ける企業創りに専念し、その先のさらなる飛躍につなげていく方針ですが、投入した新規事業が想定通りに立ち上がらなかった場合に、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

② 特定人物への依存

当社の代表取締役社長宮本邦久は、当社設立以来の最高経営責任者であり、経営方針や戦略の決定、推進等に大きな役割を果たしております。そのため、経営幹部クラスの人材の育成、権限の移譲を現在進めております。しかしながら、現時点では、何らかの理由により宮本邦久の当社経営及び業務執行への関与が困難となった場合、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③ 人材確保、育成

当社グループは急激な事業の拡大を進める中で、優秀な人材の確保、育成が重要な経営課題であると認識しております。しかしながら、市場の拡大による競争激化の中で、人材の確保が思うように進まず、また社内人材の流出等も含めて、人材の育成が進まなかった場合に、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

④ 知的財産権

当社グループは、事業活動を行う上で必要となる知的財産権の確保・保護に努め、また第三者に帰属する知的財産権を侵害しないよう十分に留意しております。しかしながら、外部からの侵害を把握しきれなかったり、侵害に対して適切な対応が取れない場合、又は当社グループが認識していない第三者の知的財産権の成立等により事業の継続が困難になったり、その対応等に要する費用が甚大となる等の事態に至った場合には、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 内部管理体制の整備

当社グループは、取りまく事業環境の変化に柔軟に対応し、継続的に企業価値の増大を図っていくためには、内部統制環境の整備、強化が重要な経営課題であると認識しております。しかしながら、事業の急速な拡大の中で、内部統制環境の構築が追いつかないという事態が生じ、「財務報告に係る内部統制の評価」への対応に支障が出る場合には、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 潜在株式による希薄化リスクについて

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権（ストック・オプション）を付与しております。これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。本書提出日現在、これらのストック・オプションによる潜在株式数は642,100株であり、発行済株式総数6,492,000株の9.89%に相当しております。

⑦ 株主構成について

本書提出日現在において、当社発行済株式総数6,492,000株のうち、計2,315,400株はベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、「VC等」という。）が保有しており、VC等が保有する当社株式の公募増資前の発行済株式総数に対する割合は35.67%と高い水準となっております。一般にVC等による未公開企業の株式保有目的は、株式公開後に売却を行い、キャピタルゲインを得ることです。今回当社が計画している上場後において、VC等が保有する当社株式を市場にて売却した場合、当社株式の売却圧力が顕在化し、市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 資金使途について

今回、当社が計画している公募増資による調達資金の使途といたしましては、既存サービスにおける顧客のニーズに対応したシステムの開発・改修費用、新規事業の開発費用、人材採用・育成費用、人員拡大に伴う各種インフラの整備等に充当する予定であります。具体的には、「Omiai」のソフトウェアの大型改修や、「Switch.」のソフトウェア追加開発等を予定しております。しかしながら、急速に変化する経営環境に柔軟に対応していくために、現時点における資金使途計画以外の使途に充当する可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用した場合にも、想定通りの投資効果を上げられない可能性もあります。なお、資金使途計画に重大な変更が発生した場合には、適時適切に開示してまいります。

⑨ 配当政策について

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来平成28年6月期までは配当を行っておりません。しかしながら、株主の皆様に対する安定的な利益還元の実施は重要な経営課題であると認識しており、今後の利益配分につきましては、業績動向を考慮しながら、将来の事業拡大や収益の向上を図るための資金需要や財務状況を総合的に勘案し、適切に実施していく方針であります。

5 【経営上の重要な契約等】

ASPとの指定（認定）代理店契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
当社	株式会社ファンコミュニケーションズ	日本	指定代理店契約書 (支払包括型)	平成18年 10月3日	平成18年10月3日から平成19年10月2日まで。以後、1年毎に自動更新。	株式会社ファンコミュニケーションズが運営するアフィリエイトプログラムを広告を希望する顧客に代理販売する代理店契約。
当社	株式会社フォーイット	日本	広告掲載基本契約書	平成22年 10月12日	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで。以後、1年毎に自動更新。	株式会社フォーイットが運営するアフィリエイトプログラムを広告を希望する顧客に代理販売する代理店契約。
当社	株式会社アドウェイズ	日本	指定代理店契約書	平成23年 7月3日	平成23年7月3日から平成24年7月2日まで。以後、1年毎に自動更新。	株式会社アドウェイズが運営するアフィリエイトプログラムを広告を希望する顧客に代理販売する代理店契約。
当社	株式会社インタースペース	日本	広告販売店契約書	平成27年 9月1日	平成27年9月1日から平成28年8月31日まで。以後、1年毎に自動更新。	株式会社インタースペースが提供するサービスを非独占的な販売店として希望する顧客に販売する広告販売店契約。

(注) ASP（アフィリエイト・サービス・プロバイダー）

インターネットやモバイルで成功報酬型広告を配信するサービス・プロバイダー

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成に当たって、必要と思われる見積りは、合理的な基準に基づいて実施しております。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

第12期連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

（資産）

流動資産の残高は、前連結会計年度末より1億16百万円減少し25億91百万円となりました。これは主に、現金及び預金が4億98百万円増加した一方、債権回収期間の短い案件の割合が増加したことにより売掛金が6億5百万円減少したこと等によるものであります。

また、固定資産の残高は、前連結会計年度末より27百万円増加し2億43百万円となりました。これは主に、無形固定資産が51百万円増加した一方、投資その他の資産が25百万円減少したこと等によるものであります。

この結果、当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末より89百万円減少し28億34百万円となりました。

（負債）

流動負債の残高は、前連結会計年度末より4億97百万円減少し16億56百万円となりました。これは主に、仕入債務の支払方法変更等に伴い買掛金が4億1百万円、未払法人税等が83百万円減少したこと等によるものであります。

また、固定負債の残高は、前連結会計年度末より2億46百万円増加し3億27百万円となりました。これは主に、長期借入金が2億51百万円増加したこと等によるものであります。

この結果、当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末より2億50百万円減少し19億83百万円となりました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末より1億61百万円増加し8億50百万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益の計上に伴う利益剰余金が1億76百万円増加したこと等によるものであります。

この結果、自己資本比率は30.0%となりました。

第13期第2四半期連結累計期間（自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日）

（資産）

流動資産の残高は、前連結会計年度末より1億96百万円減少し23億94百万円となりました。これは主に、現金及び預金が1億30百万円増加した一方、売掛金が3億54百万円減少したこと等によるものであります。

また、固定資産の残高は、前連結会計年度末より19百万円減少し2億23百万円となりました。

この結果、当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末より2億16百万円減少し26億17百万円となりました。

（負債）

流動負債の残高は、前連結会計年度末より3億21百万円減少し13億35百万円となりました。これは主に、買掛金が4億25百万円減少したこと等によるものであります。

また、固定負債の残高は、前連結会計年度末より44百万円減少し2億82百万円となりました。

この結果、当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末より3億66百万円減少し16億17百万円となりました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末より1億49百万円増加し10億円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上に伴う利益剰余金が1億38百万円増加したこと等によるものであります。

この結果、自己資本比率は38.2%となりました。

(3) 経営成績の分析

第12期連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

① 売上高

当連結会計年度における売上高は前連結会計年度に比べ2億99百万円増加し88億23百万円(前連結会計年度比3.5%増)となりました。セグメント別売上高については、「1業績等の概要 (1) 業績」に記載しております。

② 売上原価

当連結会計年度における売上原価は前連結会計年度に比べ3億4百万円増加し70億30百万円(前連結会計年度比4.5%増)となりました。これは主に、アフィリエイトエージェント事業が好調に推移したことに伴い媒体費が増加したこと及び「Omiai」の売上規模が拡大したことに伴い決済手数料等が増加したこと等によるものです。この結果、売上総利益は前連結会計年度に比べ4百万円減少し17億92百万円(前連結会計年度比0.3%減)となりました。

③ 販売費及び一般管理費

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は前連結会計年度に比べ1億46百万円増加し15億19百万円(前連結会計年度比10.7%増)となりました。これは主に、メディア事業において「Omiai」及び「Switch.」に広告宣伝費を積極的に投入したことによるものであります。また、社員の増員により人件費が多く発生したこと等も要因となっております。この結果、営業利益は前連結会計年度に比べ1億51百万円減少し2億73百万円(前連結会計年度比35.6%減)となりました。セグメント別の営業利益については、「1業績等の概要 (1) 業績」に記載しております。

④ 経常利益

当連結会計年度において営業外収益8百万円を計上した一方、支払利息2百万円、株式公開費用4百万円等の発生により営業外費用7百万円を計上致しました。この結果、当連結会計年度の経常利益は前連結会計年度に比べ1億44百万円減少し2億74百万円(前連結会計年度比34.4%減)となりました。

⑤ 親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は法人税等93百万円を計上した結果、前連結会計年度に比べ94百万円減少し1億76百万円(前連結会計年度比34.8%減)となりました。

第13期第2四半期連結累計期間（自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日）

① 売上高

当第2四半期連結累計期間における売上高は46億48百万円となりました。これは広告事業におけるアフィリエイトエージェント事業において「金融」カテゴリーやエステ・人材関連等を扱う「サービス」カテゴリーが好調に推移したこと及びメディア事業において「Omiai」の売上規模が拡大したこと等によるものです。

② 売上原価

当第2四半期連結累計期間における売上原価は34億93百万円となりました。これはアフィリエイトエージェント事業が好調に推移したことに伴い媒体費が増加したこと及び「Omiai」の売上規模が拡大したことに伴い決済手数料等が増加したこと等によるものです。

③ 販売費及び一般管理費

当第2四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費は9億48百万円となりました。メディア事業において「Omiai」及び「Switch.」に広告宣伝費を積極的に投入したことによるものであります。また、社員の増員により人件費が多く発生したこと等も要因となっております。

④ 経常利益

当第2四半期連結累計期間における経常利益は2億5百万円となりました。

⑤ 親会社株主に帰属する四半期純利益

当第2四半期連結累計期間における親会社株主に帰属する四半期純利益は1億38百万円となりました。これは、税効果会計適用後の法人税等負担額が67百万円となったことに伴うものであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

第12期連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は13億22百万円と前連結会計年度末に比べ4億94百万円(59.7%)の増加となりました。

各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、3億56百万円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益の計上2億70百万円、売上債権の減少額6億5百万円、減価償却費67百万円が計上された一方で、仕入債務の減少額4億1百万円、法人税等の支払額1億66百万円が計上されたこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、96百万円となりました。これは主に、定期預金等の預入による支出24百万円、無形固定資産の取得による支出1億8百万円が計上された一方で、定期預金等の払戻による収入32百万円が計上されたこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、2億49百万円となりました。これは主に、長期借入れによる収入4億円、長期借入金の返済による支出1億38百万円が計上されたこと等によるものであります。

第13期第2四半期連結累計期間（自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日）

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は14億46百万円と前連結会計年度末と比べ1億24百万円増加となりました。

各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、1億93百万円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益2億5百万円を計上したことや売上債権の減少額が3億54百万円であった一方、仕入債務の減少額が4億25百万円であったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、27百万円となりました。これは主に、定期預金等の預入による支出6百万円や有形固定資産の取得による支出9百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、52百万円となりました。これは、長期借入金の返済による支出52百万円によるものであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、当社グループは、インターネット関連市場の変化や他社との競争力、取引先の動向、コンプライアンスと内部管理体制、関連する法的規制、自然災害等の様々なリスク要因が当社の経営成績に影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社においてはサービスの拡張、優秀な人材の採用等を行うとともに、リスクマネジメントを行い、リスク要因を分散し、リスクの発生を抑えて適切に対応してまいります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針

「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおり、当社グループの経営陣は、今後更なる業容拡大と成長を遂げるには、様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。そのためには、広告事業における高利益構造への転換、特定の商材や顧客への依存解消、また、メディア事業における事業収益基盤の確立といった事業面と、内部管理体制の強化といった組織面の双方の強化を図り、事業展開を行ってまいります。

(7) 経営戦略の現状と見通し

当社グループの主たる事業領域であるインターネット関連市場は、スマートフォンやタブレット端末の普及等によるデバイスの多様化、FacebookやTwitter、LINEに代表されるソーシャルメディアの普及等、ビジネス環境の変化は世界規模で進展しており、さらなる市場拡大が期待されております。

このような状況の中、当社グループは、『インターネットの無限の可能性を追求し、社会に新しい価値を提供するリーディングカンパニーを目指す“The New Value Provider ∞ Internet”』という経営ビジョンのもと、まだ誰も手がけていない新しい価値を次々と作り上げ、社会に新しい価値を提供し続ける企業づくりにチャレンジしてまいりました。今後につきましても、引き続き当社グループの経営ビジョンのもと、メディア事業、広告事業の両事業において新しい価値を社会に提供し続け、収益拡大を図ってまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第12期連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、1億22百万円であります。

セグメント別の投資額は、メディア事業1億5百万円(ソフトウェア)、全社共通部門16百万円(本社レイアウト変更工事費等)であります。

なお、当連結会計年度における重要な資産の除却及び売却等はありません。

第13期第2四半期連結累計期間（自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日）

当第2四半期連結累計期間において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、931千円であり、その主なものは全社共通部門におけるPC関連機器等であります。

なお、当第2四半期連結累計期間における重要な資産の除却及び売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成28年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都渋谷区)	広告事業 メディア事業 全社	総合業務 設備	12,883	7,970	137,782	158,635	98 (5)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数欄の()は、臨時従業員(アルバイト及び人材会社からの派遣社員)の年間平均雇用人員を外数で記載しております。

4. 上記のほか、本社建物を賃借しており、年間賃借料は60,215千円であります。

(2) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成29年1月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出会社	本社 (東京都渋谷区)	メディア事業	ソフトウェア	50,000	—	増資資金	平成29年2月	平成29年6月	(注) 2.
			ソフトウェア	50,000	—	増資資金	平成30年1月	平成30年6月	(注) 2.
			ソフトウェア	50,000	—	自己資金	平成30年1月	平成30年6月	(注) 2.
			ソフトウェア	50,000	—	増資資金	平成31年1月	平成31年6月	(注) 2.
		全社共通	建物附属設備	50,000	—	増資資金	平成30年1月	平成30年2月	(注) 2.
			工具器具備品	5,000	—	増資資金	平成30年1月	平成30年2月	(注) 2.

(注) 1. 上記の金額に消費税は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

当社グループにおける重要な除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,492,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	6,492,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、発行した新株予約権は次のとおりであります。

① 第1回新株予約権

平成25年5月29日の臨時株主総会決議（平成25年6月26日開催の取締役会決議）

区 分	最近事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数(個)	1,024 (注) 2	1,022 (注) 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(個)	512,000 (注) 2	511,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	180 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成27年10月1日から 平成35年5月26日まで (注) 4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	株式の発行価格 180 資本組入額 90 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 9	同左

(注) 1. 平成27年5月8日開催の取締役会決議により、平成27年6月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、記載内容は分割後の内容を記載しております。

2. 新株予約権の目的となる株式に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の目的となる株式

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(2) 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、500株とする。ただし、新株予約権の目的となる株式の種類及び数又はその算定方法に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、180円とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で当社取締役会決議により調整されるものとする。

4. 新株予約権を行使することができる期間に関する事項は次のとおりであります。
平成27年10月1日から平成35年5月26日までとする（以下「権利行使期間」という。）。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たる場合は、その前営業日が権利行使期間の最終日となるものとする。
5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項は次のとおりであります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
 - ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は当社と契約を締結している顧問もしくは社外協力者でなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
7. 新株予約権の取得事由に関する事項は次のとおりであります。
 - ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に、前記6の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を喪失した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償でその新株予約権を取得することができる。
8. 譲渡による新株予約権の取得の制限に関する事項は次のとおりであります。
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
9. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いに関する事項は次のとおりであります。
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、前記7①により新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間

前記４に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記４に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記５に準じて決定する。

⑦新株予約権の行使の条件

前記６に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由

前記７に準じて決定する。

10. 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨てに関する事項は次のとおりであります。
新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
11. その他の細目事項に関する事項は次のとおりであります。
新株予約権に関するその他の細目事項については、当社取締役会により決定しております。

② 第1回新株予約権（2）

平成25年5月29日開催の臨時株主総会決議（平成26年4月16日開催の取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数(個)	129 (注) 2	123 (注) 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	64,500 (注) 2	61,500 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	180 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成28年4月17日から 平成35年5月26日まで (注) 4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	株式の発行価格 180 資本組入額 90 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 9	同左

(注) 1. 平成27年5月8日開催の取締役会決議により、平成27年6月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、記載内容は分割後の内容を記載しております。

2. 新株予約権の目的となる株式に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の目的となる株式

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(2) 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、500株とする。ただし、新株予約権の目的となる株式の種類及び数又はその算定方法に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、180円とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・自己株式の処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{既発行株式数} \\ + \\ \text{新規発行株式数} \end{array}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で当社取締役会決議により調整されるものとする。

4. 新株予約権を行使することができる期間に関する事項は次のとおりであります。
平成28年4月17日から平成35年5月26日までとする（以下「権利行使期間」という。）。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たる場合は、その前営業日が権利行使期間の最終日となるものとする。
5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項は次のとおりであります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
 - ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は当社と契約を締結している顧問、社外協力者でなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
7. 新株予約権の取得事由に関する事項は次のとおりであります。
 - ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に、前記6の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を喪失した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償でその新株予約権を取得することができる。
8. 譲渡による新株予約権の取得の制限に関する事項は次のとおりであります。
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
9. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いに関する事項は次のとおりであります。
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、前記7①により新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ⑤新株予約権を行使することができる期間
前記４に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記４に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記５に準じて決定する。
 - ⑦新株予約権の行使の条件
前記６に準じて決定する。
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権の取得事由
前記７に準じて決定する。
10. 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨てに関する事項は次のとおりであります。
新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
11. その他の細目事項に関する事項は次のとおりであります。
新株予約権に関するその他の細目事項については、当社取締役会により決定しております。

③ 第2回新株予約権

平成26年5月29日開催の臨時株主総会決議（平成26年7月23日開催の取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数(個)	245 (注) 2	245 (注) 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,500 (注) 2	24,500 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成28年7月24日から 平成36年5月26日まで (注) 4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	株式の発行価格 500 資本組入額 250 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 9	同左

(注) 1. 平成27年5月8日開催の取締役会決議により、平成27年6月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、記載内容は分割後の内容を記載しております。

2. 新株予約権の目的となる株式に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の目的となる株式

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(2) 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、新株予約権の目的となる株式の種類及び数又はその算定方法に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、500円とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・自己株式の処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{既発行株式数} \\ + \\ \text{新規発行株式数} \end{array}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で当社取締役会決議により調整されるものとする。

4. 新株予約権を行使することができる期間に関する事項は次のとおりであります。
平成28年7月24日から平成36年5月26日までとする（以下「権利行使期間」という。）。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たる場合は、その前営業日が権利行使期間の最終日となるものとする。
5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項は次のとおりであります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
 - ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は当社と契約を締結している顧問もしくは社外協力者でなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
7. 新株予約権の取得事由に関する事項は次のとおりであります。
 - ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に、前記6の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を喪失した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償でその新株予約権を取得することができる。
8. 譲渡による新株予約権の取得の制限に関する事項は次のとおりであります。
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
9. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いに関する事項は次のとおりであります。
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、前記7①により新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ⑤新株予約権を行使することができる期間
前記４に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記４に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記５に準じて決定する。
 - ⑦新株予約権の行使の条件
前記６に準じて決定する。
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権の取得事由
前記７に準じて決定する。
10. 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨てに関する事項は次のとおりであります。
新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
11. その他の細目事項に関する事項は次のとおりであります。
新株予約権に関するその他の細目事項については、当社取締役会により決定しております。

④ 第3回新株予約権

平成28年4月18日開催の臨時株主総会決議（平成28年5月10日開催の取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数(個)	472 (注) 1	455 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	47,200 (注) 1	45,500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	720 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成30年5月11日から 平成38年4月17日まで (注) 3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	株式の発行価格 720 資本組入額 360 (注) 4	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 8	同左

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の目的となる株式

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(2) 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、新株予約権の目的となる株式の種類及び数又はその算定方法に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、720円とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・自己株式の処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{既発行株式数} \\ + \\ \text{新規発行株式数} \end{array}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で当社取締役会決議により調整されるものとする。

3. 新株予約権を行使することができる期間に関する事項は次のとおりであります。
平成30年5月11日から平成38年4月17日までとする（以下「権利行使期間」という。）。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たる場合は、その前営業日が権利行使期間の最終日となるものとする。
4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項は次のとおりであります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
 - ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は当社と契約を締結している顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にある者でなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
6. 新株予約権の取得事由に関する事項は次のとおりであります。
 - ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に、前記5の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を喪失した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償でその新株予約権を取得することができる。
7. 譲渡による新株予約権の取得の制限に関する事項は次のとおりであります。
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
8. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いに関する事項は次のとおりであります。
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、前記6①により新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ⑤新株予約権を行使することができる期間
前記 3 に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 3 に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記 4 に準じて決定する。
 - ⑦新株予約権の行使の条件
前記 5 に準じて決定する。
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権の取得事由
前記 6 に準じて決定する。
9. 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨てに関する事項は次のとおりであります。
新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
10. その他の細目事項に関する事項は次のとおりであります。
新株予約権に関するその他の細目事項については、当社取締役会により決定しております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年6月28日 (注) 1	51,936	64,920	—	136,820	—	126,820
平成27年6月4日 (注) 2	6,427,080	6,492,000	—	136,820	—	126,820

(注) 1. 株式分割（1：5）による増加であります。

2. 株式分割（1：100）による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成29年1月31日現在

平成27年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	3	—	—	17	20	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	4,930	—	—	59,989	64,919	100
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	7.6	—	—	92.4	100	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,491,900	64,919	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	100	—	—
発行済株式総数	6,492,000	—	—
総株主の議決権	—	64,919	—

② 【自己株式等】

平成29年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき、平成25年5月29日開催の臨時株主総会決議「当社の取締役及び監査役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件」、「当社の取締役、監査役及び従業員に対しストック・オプション報酬として新株予約権を発行する件」に基づき決議されたものであります。

第1回新株予約権

決議年月日	平成25年6月26日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社監査役 1 当社従業員 49
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 平成25年5月29日開催の取締役会決議により、平成25年6月28日付で普通株式1株を5株に分割しております。また、平成27年5月8日開催の取締役会決議により、平成27年6月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

2. 従業員の退職により、本書提出日現在の付与対象者の人数は当社取締役3名、当社監査役1名、当社従業員29名となっております。

第1回新株予約権（2）

決議年月日	平成26年4月16日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 41
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 平成27年5月8日開催の取締役会決議により、平成27年6月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

2. 従業員の退職により、本書提出日現在の付与対象者の人数は当社従業員26名となっております。

会社法に基づき、平成26年5月29日開催の臨時株主総会決議「当社の取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件」、「当社の取締役及び従業員に対しストック・オプション報酬として新株予約権を発行する件」に基づき決議されたものであります。

第2回新株予約権

決議年月日	平成26年7月23日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 6
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1. 平成27年5月8日開催の取締役会決議により、平成27年6月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。
2. 従業員の退職により、本書提出日現在の付与対象者の人数は当社取締役1名、当社従業員4名となっております。

会社法に基づき、平成28年4月18日開催の臨時株主総会決議「当社の従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件」に基づき決議されたものであります。

第3回新株予約権

決議年月日	平成28年5月10日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 73
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 従業員の退職により、本書提出日現在の付与対象者の人数は当社従業員65名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、財務体質の強化と事業の継続的な拡大発展のための内部留保の充実が重要であると考え、過去において配当を行っておりません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針です。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。なお、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。また、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性7名 女性0名(役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	宮本 邦久	昭和50年7月16日	平成10年4月 平成12年8月 平成16年7月 平成24年12月 平成25年6月	日商岩井(株) (現双日(株)) 入社 I T X(株)へ転籍 当社設立 代表取締役就任 Net Marketing International, Inc. 取締役 兼C E O就任 (現任) 当社代表取締役社長就任 (現任)	(注) 3	1,854,100
取締役 副社長	管理本部 管掌	長野 貴浩	昭和50年2月23日	平成11年4月 平成16年7月 平成24年12月 平成25年6月	T I S(株)入社 当社設立 取締役就任 Net Marketing International, Inc. 取締役 就任 (現任) 当社取締役副社長管理本部管掌就任 (現任)	(注) 3	1,213,500
取締役	広告事業本 部管掌	松本 英樹	昭和50年10月15日	平成8年12月 平成18年12月 平成20年4月 平成25年1月 平成25年6月	(株)ウエスト (現(株)ウエストホールディング ス) 入社 当社入社 当社執行役員就任 当社執行役員兼広告事業本部長就任 当社取締役広告事業本部管掌就任 (現任)	(注) 3	11,000
取締役	—	山邊 圭介	昭和51年3月17日	平成10年4月 平成12年8月 平成19年1月 平成21年7月 平成21年9月 平成26年6月 平成27年4月 平成27年8月	(株)N T データ経営研究所入社 (株)ローランド・ベルガー入社 同社プリンシパル就任 同社パートナー就任 当社社外取締役就任 (平成23年9月重任、 平成25年9月退任) 当社社外取締役就任 (現任) Roland Berger Strategy Consultants Pte.Ltd. (現Roland Berger Pte.Ltd.) パートナー就任 (現任) 近藤工業(株) 社外取締役就任 (現任)	(注) 3	90,000
監査役 (常勤)	—	友常 清	昭和33年4月28日	昭和56年4月 昭和61年7月 平成元年3月 平成13年8月 平成16年9月 平成18年7月 平成20年4月 平成20年11月 平成24年9月	長瀬産業(株)入社 コダックナガセ(株) (現コダック(株)) 移籍 Eastman Kodak Company出向 サン・マイクロシステムズ(株)入社 ハネウエル(株) (現ハネウエル ジャパン (株)) 入社 日本マクドナルド(株)入社 財務本部財務シ ステム&コントロール部部長就任 同社財務本部部長、J-SOXプロジェクトマ ネージャー就任 同社内部監査室長就任 当社常勤監査役就任 (現任)	(注) 4	—
監査役	—	新井 努	昭和47年5月13日	平成9年10月 平成19年8月 平成21年5月 平成24年3月 平成24年9月 平成25年8月 平成26年12月 平成28年9月	太田昭和監査法人 (現新日本有限責任監査 法人) 入所 新井公認会計士事務所設立 所長就任 (現 任) (株)サイト 代表取締役就任 (現任) 田中税理士法人 社員(現任) (株)エール 代表取締役就任 (現任) 大有ゼネラル監査法人 (現有限責任大有監 査法人) 社員 当社監査役就任 (現任) (株)Gunosy 社外監査役就任(現任) (株)商業藝術 社外監査役就任 (現任) 大有ゼネラル監査法人 (現有限責任大有監 査法人) 代表社員 (現任)	(注) 4	—
監査役	—	中野 丈	昭和49年4月30日	平成17年10月 平成25年1月 平成25年9月	第一東京弁護士会登録 スプリング法律事務所入所 同所パートナー弁護士就任 (現任) 当社監査役就任 (現任)	(注) 4	—
計							3,168,600

- (注) 1. 取締役 山邊圭介は、社外取締役であります。
2. 監査役 友常清、新井努及び中野丈は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成28年12月16日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成28年12月16日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うため、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

役名	職名	氏名
執行役員	広告事業本部長	鞆江 佑介
執行役員	メディア事業本部長	柿田 明彦
執行役員	Switch事業本部長	齋藤 勇太
執行役員	管理本部長	三村 紘司

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主はじめ、取引先、従業員、サービス利用者等のステークホルダーの信頼に応え、安定的に企業価値を増大させていくことにあります。事業活動の継続と安定的な企業価値向上のためには、経営の健全性と透明性を確保することが必要不可欠であり、経営に対する監督・監査機能の充実を図ることは経営上の最重要課題の一つであると捉えております。

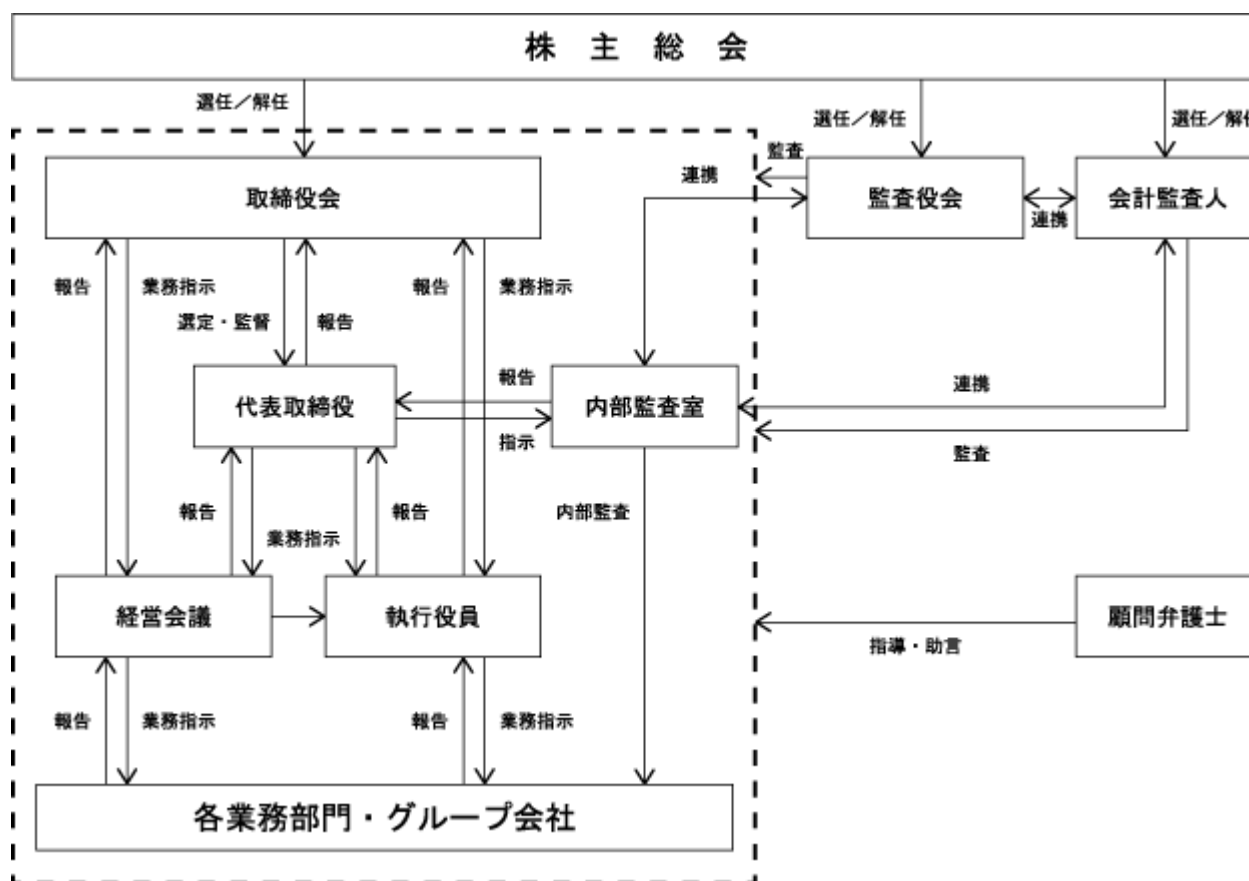
当社では、経営に対する監督及び監査が実効的に行われるよう、社外監査役3名を取締役会の構成メンバーとしております。また、監査役として弁護士や公認会計士等の有識者をコーポレート・ガバナンス体制に組み入れることで、役職員にコンプライアンス意識の強化を促し、徹底したリスク管理の実現に努めております。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

A. 会社の機関の基本説明

当社は、取締役会と監査役制度を採用しており、合わせて社長直轄の内部監査室を設置し、実効的な監督体制のもと、経営の健全性の確保を図っております。また、執行役員制度を導入しており、権限委譲による意思決定の迅速化と効率的な業務執行を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は下図のとおりであります。



（取締役会・取締役）

当社の取締役会は取締役4名で構成され、経営の最高意思決定機関として法的決議事項及び経営に関する重要事項を決議事項、協議事項、報告事項として付議し、業務執行の意思決定を行っております。決議事項及び協議事項は、定款及び取締役会規程に則り取締役4名で決議が行われ、報告事項は、必要に応じて執行役員本部長が業務報告のため出席します。原則として、毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

（監査役会・監査役）

当社は、会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。常勤監査役は、上場会社における財務業務や内部監査業務の経験や知識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場から、経営監視を実施しております。非常勤監査役は、公認会計士、弁護士であり、それぞれの専門的な知識及び実務経験から当社の適法性確保を考慮し、職業倫理の観点より経営監視を実施しております。

監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・執行役員・従業員・会計監査人からの報告收受等法律上の権利行使のほか、常勤監査役は、経営会議等の重要会議へも出席し、また社内書類の閲覧等を通じ、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

（経営会議）

当社の経営会議は、社内取締役3名、常勤監査役1名、執行役員本部長4名、並びに本部長に準じる役職者で構成され、経営に関する重要な事項を決議事項、協議事項、報告事項（週次報告等）として付議し、迅速な業務執行の意思決定を行っております。原則として、毎週1回開催し、必要に応じて随時開催しております。

（執行役員制度）

当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、権限委譲による意思決定の迅速化と経営効率の向上を図るため、執行役員制度を採用しております。取締役会及び経営会議で決定した方針のもと、与えられた権限の範囲内で、担当業務の意思決定及び業務執行を行っております。

（内部監査室）

当社では、内部監査室を代表取締役直属の監査組織として設置し、専任担当者1名で構成し、監査対象からの独立性を確保しながら、内部監査を実施しております。内部監査では、各部門における業務及び制度の運用が諸法令や各種規程に準拠し、効率的でかつ妥当であるかを監査しております。

内部監査にあたっては、年間の監査計画を策定し、代表取締役の承認を得た後に、当該計画に基づき全部門に対して監査を実施しております。そして、監査結果を代表取締役へ報告した後に、被監査部署へ改善事項の提言を行っております。

また、内部監査室は、月1回開催される監査役会や、四半期毎に開催される会計監査人から監査役への各種報告会へ同席することで三様監査での情報共有を行いながら相互連携を図っております。

B. 内部統制システム整備の状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制を整備するために、取締役会において「内部統制の整備及び運用に係る基本方針」を決議しております。

当該基本方針の概要は下記のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保等に関する事項
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
8. 子会社の取締役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

③ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、コンプライアンスの遵守を実現するため、内部牽制が組織全体に機能するように会社組織や業務に係る各種規程・マニュアルを整備し、運用を徹底しております。取締役及び監査役並びに内部監査室は、様々なリスクの発生を未然に防ぎ、また発生した際の対処が迅速かつ円滑に行われるよう、随時、各事業におけるリスクの情報を共有し、検証を行っております。

④ 社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役を1名、監査役を3名選任しております。また監査役は全員が社外監査役であります。当社は、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、社外取締役を選任し、かつ監査役全員を社外監査役とすることで経営の監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、社外からの客観的かつ中立な立場で提言を行い、社外監査役は定期的に監査を実施することによって、外部からの経営監視機能の実効性を十分に確保しております。

社外取締役である山邊圭介氏は、当社株式を保有しておりますが、保有株式数に重要性はありません。また、当社との間には、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はなく、当社の事業関係における業務執行者にも該当していません。社外監査役である友常清氏、新井努氏、中野丈氏との間には、友常清氏宛て10,000株の新株予約権の付与を除く他、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額又はあらかじめ定めた額のいずれか高い額を限度として責任を負担することとしております。

⑥ 提出会社の役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	48,300	48,300	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	12,000	12,000	—	—	—	4

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会にて決定しております。

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

ニ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ホ 上記のほか、ストック・オプションとしての新株予約権を付与しております。

⑦ 会計監査の状況

当社の会計監査については、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名等、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名： 大田原 吉隆、新居 幹也

継続関与年数： 全員7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成： 公認会計士4名、その他12名

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は、8名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としています。

⑪ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

中間配当金

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	14,000	—	15,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	14,000	—	15,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査報酬の決定については、監査時間の見積りに基づく監査報酬を基に、管理部門が当社の規模・特性や過去の実績等を勘案して決定する方針としております。なお、監査報酬を決定する過程においては、各連結会計年度毎に当該監査公認会計士等と協議を行い、取締役会にて監査報酬を決議し、監査役会の同意を得ております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

(3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成26年7月1日から平成27年6月30日まで)及び当連結会計年度(平成27年7月1日から平成28年6月30日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成26年7月1日から平成27年6月30日まで)及び当事業年度(平成27年7月1日から平成28年6月30日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年7月1日から平成28年12月31日まで)の四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、公益財団法人財務会計基準機構に加入し情報収集等を行うとともに、監査法人等が主催する研修等へ参加することにより会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応できる体制の整備を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年6月30日)	当連結会計年度 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	893,015	1,391,127
売掛金	1,790,701	1,185,682
繰延税金資産	14,053	5,500
その他	28,717	21,295
貸倒引当金	△18,524	△12,265
流動資産合計	2,707,963	2,591,340
固定資産		
有形固定資産		
建物	14,473	21,715
工具、器具及び備品	48,526	27,374
リース資産	10,842	—
減価償却累計額	△54,147	△28,236
有形固定資産合計	19,696	20,853
無形固定資産		
ソフトウェア	86,295	137,782
無形固定資産合計	86,295	137,782
投資その他の資産		
繰延税金資産	10,328	7,394
その他	99,960	77,437
投資その他の資産合計	110,288	84,832
固定資産合計	216,280	243,467
資産合計	2,924,244	2,834,808

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年6月30日)	当連結会計年度 (平成28年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,629,691	1,228,088
1年内返済予定の長期借入金	92,364	102,624
リース債務	1,989	—
未払金	218,505	223,344
未払法人税等	99,363	15,468
その他	111,893	86,844
流動負債合計	2,153,808	1,656,370
固定負債		
長期借入金	75,975	327,525
リース債務	3,803	—
その他	956	—
固定負債合計	80,735	327,525
負債合計	2,234,544	1,983,895
純資産の部		
株主資本		
資本金	136,820	136,820
資本剰余金	126,820	126,820
利益剰余金	402,404	579,036
株主資本合計	666,044	842,676
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	23,655	8,236
その他の包括利益累計額合計	23,655	8,236
純資産合計	689,700	850,912
負債純資産合計	2,924,244	2,834,808

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成28年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,521,217
売掛金	830,854
その他	50,924
貸倒引当金	△8,595
流動資産合計	2,394,401
固定資産	
有形固定資産	18,900
無形固定資産	106,994
投資その他の資産	97,661
固定資産合計	223,556
資産合計	2,617,958
負債の部	
流動負債	
買掛金	802,209
1年内返済予定の長期借入金	94,694
未払法人税等	79,945
その他	358,427
流動負債合計	1,335,277
固定負債	
長期借入金	282,531
固定負債合計	282,531
負債合計	1,617,808
純資産の部	
株主資本	
資本金	136,820
資本剰余金	126,820
利益剰余金	717,760
株主資本合計	981,400
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	18,750
その他の包括利益累計額合計	18,750
純資産合計	1,000,150
負債純資産合計	2,617,958

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
売上高	8,524,183	8,823,627
売上原価	6,726,552	7,030,696
売上総利益	1,797,631	1,792,931
販売費及び一般管理費	※1 1,372,593	※1 1,519,228
営業利益	425,037	273,703
営業外収益		
受取利息	139	180
為替差益	—	1,527
貸倒引当金戻入額	—	6,259
償却債権取立益	302	—
その他	507	178
営業外収益合計	950	8,145
営業外費用		
支払利息	3,492	2,004
支払保証料	785	785
株式公開費用	2,261	4,207
その他	436	93
営業外費用合計	6,976	7,090
経常利益	419,011	274,757
特別損失		
固定資産除却損	—	※2 2,680
リース解約損	—	1,624
特別損失合計	—	4,304
税金等調整前当期純利益	419,011	270,453
法人税、住民税及び事業税	150,936	82,334
法人税等調整額	△2,794	11,486
法人税等合計	148,142	93,820
当期純利益	270,869	176,632
親会社株主に帰属する当期純利益	270,869	176,632

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
当期純利益	270,869	176,632
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	17,482	△15,419
その他の包括利益合計	※ 17,482	※ △15,419
包括利益	288,351	161,212
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	288,351	161,212
非支配株主に係る包括利益	—	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日)
売上高	4,648,233
売上原価	3,493,783
売上総利益	1,154,450
販売費及び一般管理費	※ 948,043
営業利益	206,406
営業外収益	
受取利息	12
貸倒引当金戻入額	3,670
その他	85
営業外収益合計	3,768
営業外費用	
支払利息	1,038
為替差損	1,735
株式公開費用	1,149
その他	393
営業外費用合計	4,315
経常利益	205,858
税金等調整前四半期純利益	205,858
法人税、住民税及び事業税	73,393
法人税等調整額	△6,257
法人税等合計	67,135
四半期純利益	138,723
親会社株主に帰属する四半期純利益	138,723

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

	(単位：千円)
	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日)
四半期純利益	138,723
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	10,514
その他の包括利益合計	10,514
四半期包括利益	149,237
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	149,237
非支配株主に係る四半期包括利益	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	136,820	126,820	131,535	395,175	6,173	6,173	401,348
当期変動額							
親会社株主に帰属する 当期純利益			270,869	270,869			270,869
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					17,482	17,482	17,482
当期変動額合計	—	—	270,869	270,869	17,482	17,482	288,351
当期末残高	136,820	126,820	402,404	666,044	23,655	23,655	689,700

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	136,820	126,820	402,404	666,044	23,655	23,655	689,700
当期変動額							
親会社株主に帰属する 当期純利益			176,632	176,632			176,632
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					△15,419	△15,419	△15,419
当期変動額合計	—	—	176,632	176,632	△15,419	△15,419	161,212
当期末残高	136,820	126,820	579,036	842,676	8,236	8,236	850,912

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	419,011	270,453
減価償却費	46,342	67,439
固定資産除却損	—	2,680
リース解約損	—	1,624
貸倒引当金の増減額（△は減少）	5,806	△6,259
受取利息及び受取配当金	△139	△180
支払利息	3,492	2,004
支払保証料	785	785
株式公開費用	2,261	4,207
売上債権の増減額（△は増加）	△612,546	605,018
仕入債務の増減額（△は減少）	575,153	△401,595
その他	92,377	△20,883
小計	532,545	525,294
利息の受取額	135	182
利息及び保証料の支払額	△3,411	△1,947
法人税等の支払額	△168,436	△166,450
その他	△441	△956
営業活動によるキャッシュ・フロー	360,391	356,122
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金等の預入による支出	△24,010	△24,015
定期預金等の払戻による収入	—	32,006
有形固定資産の取得による支出	△5,556	△5,526
無形固定資産の取得による支出	△74,757	△108,027
その他	△23,000	9,300
投資活動によるキャッシュ・フロー	△127,324	△96,263
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	400,000
長期借入金の返済による支出	△92,364	△138,190
リース債務の返済による支出	△1,903	△5,793
その他	△441	△6,297
財務活動によるキャッシュ・フロー	△94,709	249,719
現金及び現金同等物に係る換算差額	18,533	△15,477
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	156,892	494,100
現金及び現金同等物の期首残高	671,108	828,000
現金及び現金同等物の期末残高	※ 828,000	※ 1,322,100

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	205,858
減価償却費	33,672
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△3,670
受取利息及び受取配当金	△12
支払利息	1,038
株式公開費用	1,149
売上債権の増減額（△は増加）	354,828
仕入債務の増減額（△は減少）	△425,879
その他	40,211
小計	207,196
利息の受取額	21
利息の支払額	△951
法人税等の支払額	△12,376
営業活動によるキャッシュ・フロー	193,890
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金等の預入による支出	△6,014
有形固定資産の取得による支出	△9,703
無形固定資産の取得による支出	△1,932
その他	△9,778
投資活動によるキャッシュ・フロー	△27,427
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△52,924
財務活動によるキャッシュ・フロー	△52,924
現金及び現金同等物に係る換算差額	10,537
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	124,076
現金及び現金同等物の期首残高	1,322,100
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,446,177

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

前連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

Net Marketing International, Inc.

2 持分法の適用に関する事項

関連会社がないため該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 3～8年

また、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資であります。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

Net Marketing International, Inc.

2 持分法の適用に関する事項

関連会社がないため該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法(ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～10年

また、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。

(2) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資であります。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

前連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

下記の会計方針の変更に関する注記は、連結財務諸表規則附則第2項及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月28日内閣府令第22号）附則第3条第1項ただし書き（以下、「連結財務諸表規則附則第2項等」という。）の規定に基づき、平成28年6月期における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。

平成27年7月1日に開始する連結会計年度（翌連結会計年度）より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。連結財務諸表規則附則第2項等の規定に基づき、当該表示の変更を反映させるため、当連結会計年度については連結財務諸表の組替えを行っております。

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号平成25年9月13日）等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

（減価償却方法の変更）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更が当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

（未適用の会計基準等）

前連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成25年9月13日）、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日）

(1) 概要

当該会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③暫定的な会計処理の取扱い、④当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更を中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

改正後の当該会計基準等を平成28年7月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響はありません。

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に関する会計基準」（企業会計審議会）を適用する際の指針を定めたものであります。

(2) 適用予定日

平成28年7月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（表示方法の変更）

前連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、連結財務諸表規則附則第2項の規定に基づき、平成28年6月期における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(連結損益計算書関係)

平成27年7月1日に開始する連結会計年度（翌連結会計年度）より、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取手数料」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、当連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「受取手数料」500千円、「その他」7千円は、「その他」507千円として組み替えております。

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取手数料」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「受取手数料」500千円、「その他」7千円は、「その他」507千円として組み替えております。

(連結損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
給与手当	398,304千円	442,025千円
販売促進費	487,221千円	618,659千円
貸倒引当金繰入額	5,806千円	一千円

※ 2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
工具、器具及び備品	一千円	186千円
リース資産	一千円	1,703千円
ソフトウェア	一千円	481千円
撤去費用	一千円	310千円
計	一千円	2,680千円

(連結包括利益計算書関係)

※その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	17,482千円	△15,419千円
その他の包括利益合計	17,482千円	△15,419千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	64,920株	6,427,080株	—	6,492,000株

(注) 普通株式の発行済株式の株式数の増加6,427,080株は、平成27年6月4日付で1株を100株に分割したことによる増加であります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	6,492,000株	—	—	6,492,000株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
現金及び預金	893,015千円	1,391,127千円
預入期間が3か月を超える定期預金等	△65,015千円	△69,026千円
現金及び現金同等物	828,000千円	1,322,100千円

(リース取引関係)

前連結会計年度(平成27年6月30日)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

・有形固定資産

主として、広告事業関連サーバー（工具、器具及び備品）及び本社における電話機（工具、器具及び備品）であります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる事項「4 会計処理基準に関する事項(1)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当連結会計年度(平成28年6月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき必要な資金を銀行借入により調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金として調達したものであり、償還日は決算日後、最長で3年後であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、与信管理規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に維持すること等により流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5)信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち76.8%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	893,015	893,015	—
(2) 売掛金	1,790,701		
貸倒引当金(※1)	△18,524		
	1,772,177	1,772,177	—
資産計	2,665,192	2,665,192	—
(1) 買掛金	1,629,691	1,629,691	—
(2) 未払金	218,505	218,505	—
(3) 長期借入金(※2)	168,339	168,494	155
負債計	2,016,536	2,016,692	155

(※1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金 (2)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)買掛金 (2)未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金（1年内返済予定を含む）

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	893,015	—	—	—
売掛金	1,790,701	—	—	—
合計	2,683,716	—	—	—

(注3) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	92,364	60,958	15,017	—	—	—
リース債務	1,989	2,080	1,535	187	—	—
合計	94,353	63,038	16,552	187	—	—

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき必要な資金を銀行借入により調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金として調達したものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、与信管理規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に維持すること等により流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5)信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち57.3%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,391,127	1,391,127	—
(2) 売掛金	1,185,682		
貸倒引当金(※1)	△12,265		
	1,173,417	1,173,417	—
資産計	2,564,545	2,564,545	—
(1) 買掛金	1,228,088	1,228,088	—
(2) 未払金	223,344	223,344	—
(3) 長期借入金(※2)	430,149	430,148	△0
負債計	1,881,582	1,881,581	△0

(※1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金 (2)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)買掛金 (2)未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金（1年内返済予定を含む）

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,391,127	—	—	—
売掛金	1,185,682	—	—	—
合計	2,576,810	—	—	—

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	102,624	87,509	79,992	79,992	80,032	—
合計	102,624	87,509	79,992	79,992	80,032	—

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成27年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成25年6月28日に1株を5株とする株式分割を行い、平成27年6月4日に1株を100株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第1回新株予約権 (2)	第2回新株予約権	第2回新株予約権 (2)
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成25年6月26日	平成26年4月16日	平成26年7月23日	平成26年10月17日
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役3名 当社監査役1名 当社従業員49名	当社従業員41名	当社取締役1名 当社従業員6名	当社従業員1名
株式の種類及び付 与数(株)	普通株式 559,500	普通株式 81,500	普通株式 25,500	普通株式 9,000
付与日	平成25年6月27日	平成26年4月17日	平成26年7月24日	平成26年10月18日
権利確定条件	契約で定めたとおり であります。	契約で定めたとおり であります。	契約で定めたとおり であります。	契約で定めたとおり であります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成27年10月1日～ 平成35年5月26日	平成28年4月17日～ 平成35年5月26日	平成28年7月24日～ 平成36年5月26日	平成28年10月18日～ 平成36年5月26日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第1回新株予約権 (2)	第2回新株予約権	第2回新株予約権 (2)
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成25年6月26日	平成26年4月16日	平成26年7月23日	平成26年10月17日
権利確定前(株)				
前連結会計年度 末	534,000	80,500	—	—
付与	—	—	25,500	9,000
失効	3,000	4,500	500	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	531,000	76,000	25,000	9,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度 末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第1回新株予約権 (2)	第2回新株予約権	第2回新株予約権 (2)
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成25年6月26日	平成26年4月16日	平成26年7月23日	平成26年10月17日
権利行使価格(円)	180	180	500	500
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため公正な評価単価は本源的価値の見積りにより算定しております。

なお、単位当たりの本源的価値の見積方法はDCF方式と類似会社比準方式の併用方式によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当連結会計年度末における本源的価値の合計額 258,340千円

②当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成28年6月期)において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成25年6月28日に1株を5株とする株式分割を行い、平成27年6月4日に1株を100株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) Stock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第1回新株予約権 (2)	第2回新株予約権	第2回新株予約権 (2)	第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成25年6月26日	平成26年4月16日	平成26年7月23日	平成26年10月17日	平成28年5月10日
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役3名 当社監査役1名 当社従業員49名	当社従業員41名	当社取締役1名 当社従業員6名	当社従業員1名	当社従業員73名
株式の種類及 び付与数(株)	普通株式 559,500	普通株式 81,500	普通株式 25,500	普通株式 9,000	普通株式 47,200
付与日	平成25年6月27日	平成26年4月17日	平成26年7月24日	平成26年10月18日	平成28年5月11日
権利確定条件	契約で定めたとおり であります。	契約で定めたとおり であります。	契約で定めたとおり であります。	契約で定めたとおり であります。	契約で定めたとおり であります。
対象勤務期間	定めておりませ ん。	定めておりませ ん。	定めておりませ ん。	定めておりませ ん。	定めておりませ ん。
権利行使期間	平成27年10月1 日～ 平成35年5月26日	平成28年4月17 日～ 平成35年5月26日	平成28年7月24 日～ 平成36年5月26日	平成28年10月18 日～ 平成36年5月26日	平成30年5月11 日～ 平成38年4月17日

(2) Stock・オプションの規模及びその変動状況

① Stock・オプションの数

	第1回新株予約権	第1回新株予約権 (2)	第2回新株予約権	第2回新株予約権 (2)	第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成25年6月26日	平成26年4月16日	平成26年7月23日	平成26年10月17日	平成28年5月10日
権 利 確 定 前 (株)					
前連結会計 年度末	531,000	76,000	25,000	9,000	—
付与	—	—	—	—	47,200
失効	19,000	11,500	500	9,000	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	512,000	64,500	24,500	—	47,200
権 利 確 定 後 (株)					
前連結会計 年度末	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第1回新株予約権 (2)	第2回新株予約権	第2回新株予約権 (2)	第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成25年6月26日	平成26年4月16日	平成26年7月23日	平成26年10月17日	平成28年5月10日
権利行使価格 (円)	180	180	500	500	720
行使時平均株 価(円)	—	—	—	—	—
付与日におけ る公正な評価 単価(円)	—	—	—	—	—

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため公正な評価単価は本源的価値の見積りにより算定しております。

なお、単位当たりの本源的価値の見積方法はDCF方式と類似会社比準方式の併用方式によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当連結会計年度末における本源的価値の合計額 316,700千円

②当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度（平成27年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	7,900千円
貸倒引当金	5,804千円
繰越欠損金	5,533千円
減価償却超過額	9,056千円
その他	1,619千円
繰延税金資産小計	29,914千円
評価性引当額	△5,533千円
繰延税金資産合計	24,381千円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	14,053千円
固定資産－繰延税金資産	10,328千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税等の引下げ等が行われることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から、平成27年7月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年7月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。

この税率変更による影響額は軽微であります。

当連結会計年度（平成28年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,130千円
貸倒引当金	3,784千円
繰越欠損金	5,258千円
減価償却超過額	6,076千円
その他	1,903千円
繰延税金資産小計	18,153千円
評価性引当額	△5,258千円
繰延税金資産合計	12,895千円

（注） 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	5,500千円
固定資産－繰延税金資産	7,394千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年7月1日に開始する連結会計年度及び平成29年7月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年7月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更による影響額は軽微であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社にサービス別の事業本部を置き、各事業本部は取り扱うサービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業本部を基礎としたサービス別セグメントから構成されており「広告事業」及び「メディア事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「広告事業」は、主にアフィリエイトマーケティング領域における戦略立案及び運用支援に注力したコンサルティングサービスを提供しております。

「メディア事業」は、主にオンラインマッチングサービスである「Omiai」の企画及び運用を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

また、セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額(注) 2
	広告事業	メディア事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	7,253,799	1,270,384	8,524,183	—	8,524,183
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,296	215	1,511	△1,511	—
計	7,255,095	1,270,599	8,525,695	△1,511	8,524,183
セグメント利益	533,299	167,206	700,506	△275,468	425,037
セグメント資産	1,711,448	187,213	1,898,661	1,025,582	2,924,244
その他の項目					
減価償却費	2,403	36,347	38,751	7,591	46,342
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	—	74,757	74,757	7,925	82,682

(注) 1. 調整額は次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△275,468千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に管理部門に係る一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額1,025,582千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、敷金等であります。

(3) 減価償却費の調整額7,591千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額7,925千円は、本社設備投資額であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社にサービス別の事業本部を置き、各事業本部は取り扱うサービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業本部を基礎としたサービス別セグメントから構成されており、「広告事業」及び「メディア事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「広告事業」は、主にアフィリエイトマーケティング領域における戦略立案及び運用支援に注力したコンサルティングサービスを提供しております。

「メディア事業」は、主にオンラインマッチングサービスである「Omiai」の企画及び運用を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額(注) 2
	広告事業	メディア事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	7,356,831	1,466,796	8,823,627	—	8,823,627
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	7,356,831	1,466,796	8,823,627	—	8,823,627
セグメント利益	438,166	160,608	598,775	△325,071	273,703
セグメント資産	1,107,117	228,093	1,335,211	1,499,597	2,834,808
その他の項目					
減価償却費	1,908	54,690	56,599	10,840	67,439
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	—	105,760	105,760	16,694	122,454

(注) 1. 調整額は次のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△325,071千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に管理部門に係る一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額1,499,597千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、敷金等であります。
- (3) 減価償却費の調整額10,840千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額16,694千円は、本社設備投資額であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社電通	1,682,188	広告事業
株式会社DMM.comラボ	1,621,197	広告事業及びメディア事業
株式会社エーアイパシフィック	1,284,198	広告事業

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社DMM.comラボ	1,439,215	広告事業及びメディア事業
株式会社電通	1,314,075	広告事業
株式会社ネクステッジ電通	896,944	広告事業
株式会社リクルートキャリア	885,926	広告事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注) 1	科目	期末残高 (千円)
役員 及び 主要 株主	宮本 邦久	—	—	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接31.9	債務被保証	当社銀行借 入に対する 債務被保証 (注) 2	59,177	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。

2. 当社は、銀行借入に対して代表取締役社長宮本邦久より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注) 1	科目	期末残高 (千円)
役員 及び 主要 株主	宮本 邦久	—	—	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接27.9	債務被保証	当社銀行借 入に対する 債務被保証 (注) 2	30,149	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。

2. 当社は、銀行借入に対して代表取締役社長宮本邦久より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
1株当たり純資産額	106円24銭	131円07銭
1株当たり当期純利益金額	41円72銭	27円21銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、平成27年6月4日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割については、前連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	270,869	176,632
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	270,869	176,632
普通株式の期中平均株式数(株)	6,492,000	6,492,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含まれな かった潜在株式の概要	新株予約権2種類 新株予約権の数1,554個 (普通株式 641,000株)	新株予約権3種類 新株予約権の数1,870個 (普通株式 648,200株)

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日)
給与手当	237,720千円
販売促進費	493,734千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日)
現金及び預金勘定	1,521,217千円
預入期間が3か月を超える定期預金等	△75,040千円
現金及び現金同等物	1,446,177千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	広告事業	メディア事業	計		
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	3,564,301	1,083,931	4,648,233	—	4,648,233
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	1,488	1,488	△1,488	—
計	3,564,301	1,085,419	4,649,721	△1,488	4,648,233
セグメント利益	250,924	119,213	370,137	△163,731	206,406

(注) 1. セグメント利益の調整額△163,731千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に管理部門に係る一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第２四半期連結累計期間 (自 平成28年 7 月 1 日 至 平成28年12月31日)
１株当たり四半期純利益金額	21円37銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	138,723
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	138,723
普通株式の期中平均株式数(株)	6,492,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

⑤ 【連結附属明細表】（平成28年6月30日現在）

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	92,364	102,624	0.6	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,989	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	75,975	327,525	0.4	平成29年7月1日～ 平成33年6月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	3,803	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	174,132	430,149	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	87,509	79,992	79,992	80,032

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年6月30日)	当事業年度 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	793,551	1,310,315
売掛金	※ 1,790,701	1,185,682
貯蔵品	794	714
前渡金	346	370
前払費用	20,259	15,395
繰延税金資産	14,053	5,500
その他	7,523	4,814
貸倒引当金	△18,524	△12,265
流動資産合計	2,608,705	2,510,528
固定資産		
有形固定資産		
建物	14,473	21,715
工具、器具及び備品	48,526	27,374
リース資産	10,842	—
減価償却累計額	△54,147	△28,236
有形固定資産合計	19,696	20,853
無形固定資産		
ソフトウェア	86,295	137,782
無形固定資産合計	86,295	137,782
投資その他の資産		
関係会社株式	94,591	94,591
長期前払費用	756	827
繰延税金資産	10,328	7,394
その他	99,204	76,609
投資その他の資産合計	204,879	179,423
固定資産合計	310,871	338,058
資産合計	2,919,576	2,848,587

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年6月30日)	当事業年度 (平成28年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,629,691	1,228,088
1年内返済予定の長期借入金	92,364	102,624
リース債務	1,989	—
未払金	218,322	223,189
未払費用	3,380	3,422
未払法人税等	99,265	15,386
前受金	56,640	79,858
預り金	2,276	3,563
その他	49,596	—
流動負債合計	2,153,527	1,656,133
固定負債		
長期借入金	75,975	327,525
リース債務	3,803	—
その他	956	—
固定負債合計	80,735	327,525
負債合計	2,234,262	1,983,658
純資産の部		
株主資本		
資本金	136,820	136,820
資本剰余金		
資本準備金	126,820	126,820
資本剰余金合計	126,820	126,820
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	421,674	601,288
利益剰余金合計	421,674	601,288
株主資本合計	685,314	864,928
純資産合計	685,314	864,928
負債純資産合計	2,919,576	2,848,587

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
売上高	※ 1 8,523,392	8,823,627
売上原価	6,726,137	7,030,696
売上総利益	1,797,255	1,792,931
販売費及び一般管理費	※ 2 1,369,344	※ 2 1,516,340
営業利益	427,911	276,591
営業外収益		
受取利息	139	180
貸倒引当金戻入額	—	6,259
為替差益	—	1,527
償却債権取立益	302	—
その他	507	178
営業外収益合計	950	8,145
営業外費用		
支払利息	3,492	2,004
支払保証料	785	785
株式公開費用	2,261	4,207
その他	272	93
営業外費用合計	6,811	7,090
経常利益	422,049	277,645
特別損失		
固定資産除却損	—	※ 3 2,680
リース解約損	—	1,624
特別損失合計	—	4,304
税引前当期純利益	422,049	273,341
法人税、住民税及び事業税	150,845	82,240
法人税等調整額	△2,794	11,486
法人税等合計	148,051	93,727
当期純利益	273,998	179,613

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)		当事業年度 (自 平成27年 7 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 経費 売上原価	※ 1	6,726,137	100.0	7,030,696	100.0
		6,726,137	100.0	7,030,696	100.0

※ 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
媒体費	6,275,145	6,474,760

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	136,820	126,820	126,820	147,676	147,676	411,316	411,316
当期変動額							
当期純利益				273,998	273,998	273,998	273,998
当期変動額合計	—	—	—	273,998	273,998	273,998	273,998
当期末残高	136,820	126,820	126,820	421,674	421,674	685,314	685,314

当事業年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	136,820	126,820	126,820	421,674	421,674	685,314	685,314
当期変動額							
当期純利益				179,613	179,613	179,613	179,613
当期変動額合計	—	—	—	179,613	179,613	179,613	179,613
当期末残高	136,820	126,820	126,820	601,288	601,288	864,928	864,928

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 3～8年

また、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

（2）無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（4）長期前払費用

定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法(ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～10年

また、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。

(3)長期前払費用

定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

前事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

（減価償却方法の変更）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更が当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

（表示方法の変更）

前事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項により、平成28年6月期における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

（損益計算書関係）

平成27年7月1日に開始する事業年度（翌事業年度）より、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取手数料」は、重要性が乏しくなったため、「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「受取手数料」500千円、「その他」7千円は、「その他」507千円として組み替えております。

当事業年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

（損益計算書関係）

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取手数料」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「受取手数料」500千円、「その他」7千円は、「その他」507千円として組み替えております。

（貸借対照表関係）

※ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年 6 月30日)	当事業年度 (平成28年 6 月30日)
短期金銭債権	205千円	一千円

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社との取引高は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
営業取引による取引高		
売上高	319千円	一千円

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
給与手当	397,990千円	442,025千円
販売促進費	487,221千円	618,659千円
減価償却費	8,051千円	10,640千円
貸倒引当金繰入額	5,806千円	一千円
おおよその割合		
販売費	39.7%	42.4%
一般管理費	60.3%	57.6%

※ 3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
工具、器具及び備品	一千円	186千円
リース資産	一千円	1,703千円
ソフトウエア	一千円	481千円
撤退費用	一千円	310千円
計	一千円	2,680千円

（有価証券関係）

前事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額94,591千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額94,591千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度（平成27年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	7,900千円
貸倒引当金	5,804千円
減価償却超過額	9,056千円
その他	1,619千円
繰延税金資産小計	24,381千円
評価性引当額	一千円
繰延税金資産合計	24,381千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税等の引下げ等が行われることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から、平成27年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。

この税率変更による影響額は軽微であります。

当事業年度（平成28年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	1,130千円
貸倒引当金	3,784千円
減価償却超過額	6,076千円
その他	1,903千円
繰延税金資産小計	12,895千円
評価性引当額	一千円
繰延税金資産合計	12,895千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年7月1日に開始する事業年度及び平成29年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更による影響額は軽微であります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】（平成28年6月30日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

（単位：千円）

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	7,102	7,242	—	1,460	12,883	8,832
	工具、器具及び備品	7,538	5,253	186	4,635	7,970	19,404
	リース資産	5,055	—	1,703	3,352	—	—
	計	19,696	12,495	1,889	9,448	20,853	28,236
無形固定資産	ソフトウェア	86,295	109,959	481	57,991	137,782	—
	計	86,295	109,959	481	57,991	137,782	—

（注）1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア メディア事業に係るシステム構築 105,760千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

リース資産 広告事業に係るリース契約 1,703千円

【引当金明細表】

（単位：千円）

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	18,524	12,265	18,524	12,265

- (2) 【主な資産及び負債の内容】（平成28年6月30日現在）
連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 （注）1
買取手数料	無料 （注）2
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載を行います。なお、電子公告は当社ホームページ上に記載してあります。 公告掲載URL http://www.net-marketing.co.jp/
株主に対する特典	なし

- （注）1．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3．当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。
- （1） 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2） 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3） 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年2月24日	宮本 邦久	東京都港区	特別利害関係者等 (当社代表取締役社長、大株主上位10名、子会社の取締役)	ネットマーケティング従業員持株会 理事 三村 紘司	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号 三富ビル新館10F	従業員持株会	355	21,300,000 (60,000) (注4)	従業員の福利厚生充実による
平成27年4月15日	信金キャピタル二有資責任組合無限責任組合キャピタル株式会社取締役 服部 秀樹	東京都中央区日本橋三丁目3番6号	—	宮本 邦久	東京都港区	特別利害関係者等 (当社代表取締役社長、大株主上位10名、子会社の取締役)	771	46,260,000 (60,000) (注4)	所有者の事情による
平成27年4月15日	信金キャピタル二有資責任組合無限責任組合キャピタル株式会社取締役 服部 秀樹	東京都中央区日本橋三丁目3番6号	—	長野 貴浩	東京都品川区	特別利害関係者等 (当社取締役社長、大株主上位10名、子会社の取締役)	260	15,600,000 (60,000) (注4)	所有者の事情による
平成27年4月15日	信金キャピタル二有資責任組合無限責任組合キャピタル株式会社取締役 服部 秀樹	東京都中央区日本橋三丁目3番6号	—	松本 英樹	神奈川県横浜市中区	特別利害関係者等 (当社取締役)	169	10,140,000 (60,000) (注4)	所有者の事情による
平成28年2月25日	宮本 邦久	東京都港区	特別利害関係者等 (当社代表取締役社長、大株主上位10名、子会社の取締役)	MICアジアテクノロジー投資事業有限責任組合無限責任組合モバイル・インターネットキャピタル株式会社代表取締役 山中 卓	東京都港区赤坂一丁目11番28号	特別利害関係者等 (当社大株主上位10名)	1,770	1,274,400 (720) (注4)	所有者の事情による
平成28年2月25日	宮本 邦久	東京都港区	特別利害関係者等 (当社代表取締役社長、大株主上位10名、子会社の取締役)	MICイノベーション3号投資事業有限責任組合モバイル・インターネットキャピタル株式会社代表取締役 山中 卓	東京都港区赤坂一丁目11番28号	—	6,417	4,620,240 (720) (注4)	所有者の事情による
平成28年2月25日	宮本 邦久	東京都港区	特別利害関係者等 (当社代表取締役社長、大株主上位10名、子会社の取締役)	MICイノベーション4号投資事業有限責任組合モバイル・インターネットキャピタル株式会社代表取締役 山中 卓	東京都港区赤坂一丁目11番28号	特別利害関係者等 (当社大株主上位10名)	241,813	174,105,360 (720) (注4)	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年2月25日	長野 貴浩	東京都品川区	特別利害関係者等 (当社取締役、大株主上位10名、子会社の取締役)	MICイノベーション4号投資事業有限責任組合・インターネットキャピタル株式会社 取締役 山中 卓	東京都港区赤坂一丁目11番28号	特別利害関係者等 (当社大株主上位10名)	110,000	79,200,000 (720) (注4)	所有者の事情による
平成28年2月25日	松本 英樹	神奈川県横浜市区	特別利害関係者等 (当社取締役)	MICイノベーション4号投資事業有限責任組合・インターネットキャピタル株式会社 取締役 山中 卓	東京都港区赤坂一丁目11番28号	特別利害関係者等 (当社大株主上位10名)	16,900	12,168,000 (720) (注4)	所有者の事情による
平成28年3月30日	宮本 邦久	東京都港区	特別利害関係者等 (当社代表取締役社長、大株主上位10名、子会社の取締役)	ネットマーケティング従業員持株会 理事 三村 紘司	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号 三富ビル新館10F	従業員持株会	9,000	6,480,000 (720) (注4)	従業員の福利厚生充実による
平成28年11月18日	JAIC-IF3号投資事業有限責任組合員日本アジア投資株式会社 代表取締役 細 達 政	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地	—	宮本 邦久	東京都港区	特別利害関係者等 (当社代表取締役社長、大株主上位10名、子会社の取締役)	41,500	30,710,000 (740) (注4)	所有者の事情による
平成28年11月18日	JAIC-IF3号投資事業有限責任組合員日本アジア投資株式会社 代表取締役 細 達 政	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地	—	長野 貴浩	東京都品川区	特別利害関係者等 (当社取締役、大株主上位10名、子会社の取締役)	25,000	18,500,000 (740) (注4)	所有者の事情による

(注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成26年7月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第229条の3第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員

- (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 当社は、平成27年5月8日開催の取締役会決議により、平成27年6月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、平成27年6月3日以前の移動については当該株式分割前の内容を、平成27年6月4日以降の移動については当該株式分割後の内容を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成26年7月24日	平成28年5月11日
種類	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 255株	普通株式 47,200株
発行価格	50,000円（注）3	720円（注）3
資本組入額	25,000円	360円
発行価額の総額	12,750,000円	33,984,000円
資本組入額の総額	6,375,000円	16,992,000円
発行方法	平成26年5月29日開催の当社臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成28年4月18日開催の当社臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）2	（注）2

（注）1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- （1）同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - （2）当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - （3）当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成28年6月30日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
行使時の払込金額	1株につき50,000円	1株につき720円
行使期間	平成28年7月24日から 平成36年5月26日まで	平成30年5月11日から 平成38年5月17日まで
行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は当社と契約を締結している顧問もしくは社外協力者でなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。 ③ その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「第2回新株予約権割当契約」に定める。	① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は当社と契約を締結している顧問もしくは社外協力者その他これに準ずる地位にある者でなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。 ③ その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「第3回新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

5. 退職等により従業員10名3,100株分の権利が喪失しております。
6. 平成27年5月8日開催の取締役会決議により、平成27年6月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第2回新株予約権の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は当該株式分割前の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額を記載しております。

2 【取得者の概況】

第2回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
松本 英樹	神奈川県横浜市緑区	会社役員	225	11,250,000 (50,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
江原 千尋	埼玉県熊谷市	会社員	5	250,000 (50,000)	当社の従業員
中嶋 一博	東京都港区	会社員	5	250,000 (50,000)	当社の従業員
伊藤 明成	東京都北区	会社員	5	250,000 (50,000)	当社の従業員
金 洞珍	東京都新宿区	会社員	5	250,000 (50,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 平成27年5月8日開催の取締役会決議により、平成27年6月4日付で普通株式1株を100株に分割しておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

第3回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
齋藤 勇太	東京都目黒区	会社員	3,000	2,160,000 (720)	当社の従業員
佐々木 愛	東京都江東区	会社員	2,400	1,728,000 (720)	当社の従業員
篠崎 亮	神奈川県川崎市宮前区	会社員	2,400	1,728,000 (720)	当社の従業員
山崎 悠介	東京都目黒区	会社員	2,000	1,440,000 (720)	当社の従業員
佐川 重徳	東京都新宿区	会社員	1,700	1,224,000 (720)	当社の従業員
小林 和人	東京都渋谷区	会社員	1,700	1,224,000 (720)	当社の従業員
柿田 明彦	東京都江戸川区	会社員	1,500	1,080,000 (720)	当社の従業員
増山 雅美	神奈川県横浜市西区	会社員	1,500	1,080,000 (720)	当社の従業員
長野 暁	東京都江東区	会社員	1,500	1,080,000 (720)	当社の従業員
久松 剛	東京都練馬区	会社員	1,500	1,080,000 (720)	当社の従業員
山崎 あゆみ	東京都品川区	会社員	1,500	1,080,000 (720)	当社の従業員
的場 香水	埼玉県越谷市	会社員	1,500	1,080,000 (720)	当社の従業員
海老澤 陽介	東京都世田谷区	会社員	1,300	936,000 (720)	当社の従業員
宇田川 奈津紀	東京都江東区	会社員	1,000	720,000 (720)	当社の従業員
三村 紘司	東京都目黒区	会社員	900	648,000 (720)	当社の従業員
檜原 充也	東京都目黒区	会社員	900	648,000 (720)	当社の従業員
竹村 知樹	東京都板橋区	会社員	900	648,000 (720)	当社の従業員
山中 美佳	東京都目黒区	会社員	900	648,000 (720)	当社の従業員
黒川 貴紘	東京都目黒区	会社員	900	648,000 (720)	当社の従業員
能登 円香	東京都江東区	会社員	700	504,000 (720)	当社の従業員
斎野 令	東京都板橋区	会社員	700	504,000 (720)	当社の従業員
幸松 喜郎	神奈川県藤沢市	会社員	600	432,000 (720)	当社の従業員
中川 仁	東京都江東区	会社員	600	432,000 (720)	当社の従業員
金 洞珍	東京都新宿区	会社員	500	360,000 (720)	当社の従業員
川島 葵	東京都渋谷区	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
吉田 華奈	神奈川県逗子市	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
中谷 俊雄	東京都江東区	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
本郷 由樹	東京都渋谷区	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
澁谷 大輝	東京都品川区	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
野崎 友香	東京都目黒区	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
佐藤 翔大	東京都世田谷区	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
佐藤 佑太	神奈川県横浜市都筑区	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
森 恭佑	東京都目黒区	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
野村 茉由	東京都渋谷区	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
石川 明日香	東京都杉並区	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
堀野 晃正	東京都練馬区	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
荒牧 俊介	東京都渋谷区	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
荻原 賢太	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
小森 健	東京都渋谷区	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
末田 考史	東京都豊島区	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
河村 太樹	東京都渋谷区	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
菅本 知望	東京都千代田区	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
北見 沙織	東京都江東区	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
末永 茜	東京都豊島区	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
有江 佳子	東京都新宿区	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
山田 友里恵	神奈川県川崎市幸区	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
比留間 千登勢	東京都中野区	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
鈴木 淳一	埼玉県富士見市	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
安藤 まり江	東京都目黒区	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
木村 雄太	神奈川県横浜市青葉区	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
佐野 泰地	東京都目黒区	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
木田 敦士	東京都世田谷区	会社員	400	288,000 (720)	当社の従業員
竹村 優	東京都板橋区	会社員	300	216,000 (720)	当社の従業員
宮村 勝也	東京都渋谷区	会社員	300	216,000 (720)	当社の従業員
柴田 めぐみ	東京都目黒区	会社員	200	144,000 (720)	当社の従業員
青山 憲司	東京都杉並区	会社員	100	72,000 (720)	当社の従業員
高田 光	東京都品川区	会社員	100	72,000 (720)	当社の従業員
許 娟貞	東京都西東京市	会社員	100	72,000 (720)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
松本 裕基	神奈川県川崎市川崎区	会社員	100	72,000 (720)	当社の従業員
田沼 義和	千葉県柏市	会社員	100	72,000 (720)	当社の従業員
網本 直哉	東京都豊島区	会社員	100	72,000 (720)	当社の従業員
野谷 昌司	東京都目黒区	会社員	100	72,000 (720)	当社の従業員
江原 千尋	埼玉県熊谷市	会社員	100	72,000 (720)	当社の従業員
中嶋 一博	東京都港区	会社員	100	72,000 (720)	当社の従業員
伊藤 明成	東京都北区	会社員	100	72,000 (720)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
宮本 邦久（注）1. 2. 6.	東京都港区	2,053,600 (199,500)	28.79 (2.80)
長野 貴浩（注）2. 3. 6.	東京都品川区	1,338,500 (125,000)	18.76 (1.75)
RIP 2号R&D投資組合（注）2.	東京都中央区銀座八丁目4番17号	660,000 (－)	9.25 (－)
MICアジアテクノロジー投資事業 有限責任組合（注）2.	東京都港区赤坂一丁目11番28号	428,270 (－)	6.00 (－)
MICイノベーション4号投資事業 有限責任組合（注）2.	東京都港区赤坂一丁目11番28号	368,713 (－)	5.17 (－)
松嶋 さえ子（注）2.	東京都渋谷区	259,000 (－)	3.63 (－)
投資事業組合オリックス10号 （注）2.	東京都港区浜松町二丁目4番1号	237,500 (－)	3.33 (－)
株式会社アドウェイズ（注） 2.	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー38階	196,000 (－)	2.75 (－)
株式会社アイレップ（注）2.	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	177,000 (－)	2.48 (－)
ネットマーケティング従業員持 株会（注）2.	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号 三富ビル新館10F	156,000 (－)	2.19 (－)
MICイノベーション3号投資事業 有限責任組合	東京都港区赤坂一丁目11番28号	137,917 (－)	1.93 (－)
島田 大介	東京都目黒区	130,000 (－)	1.82 (－)
JAIC－ブリッジ2号投資事業有 限責任組合	東京都千代田区神田錦町三丁目11番	121,000 (－)	1.70 (－)
DBJキャピタル投資事業有限責任 組合	東京都千代田区大手町二丁目2番1号	120,000 (－)	1.68 (－)
みずほキャピタル株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	120,000 (－)	1.68 (－)
宮本 信代（注）5.	熊本県熊本市北区	90,000 (－)	1.26 (－)
山邊 圭介（注）3.	Central Boulevard, Singapore	90,000 (－)	1.26 (－)
松本 英樹（注）3.	神奈川県横浜市緑区	73,500 (62,500)	1.03 (0.88)
NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責 任組合	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	72,000 (－)	1.01 (－)
KIZUNA投資事業組合	東京都千代田区麴町三丁目2 垣見麴町ビル 別館6F	50,000 (－)	0.70 (－)
靱江 佑介（注）7.	東京都江戸川区	25,000 (25,000)	0.35 (0.35)
柿田 明彦（注）7.	東京都江戸川区	17,500 (17,500)	0.25 (0.25)
増山 雅美（注）7.	神奈川県横浜市西区	17,500 (17,500)	0.25 (0.25)
齋藤 勇太（注）7.	東京都目黒区	15,000 (15,000)	0.21 (0.21)
澤野 誠（注）7.	神奈川県川崎市中原区	12,000 (12,000)	0.17 (0.17)
菅原 誠（注）7.	東京都大田区	12,000 (12,000)	0.17 (0.17)
澤野 初紀（注）7.	神奈川県川崎市中原区	12,000 (12,000)	0.17 (0.17)
三村 紘司（注）6. 7.	東京都目黒区	10,900 (10,900)	0.15 (0.15)
友常 清（注）4.	神奈川県鎌倉市	10,000 (10,000)	0.14 (0.14)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
長野 暁（注） 7.	東京都江東区	9,500 (9,500)	0.13 (0.13)
佐々木 実（注） 7.	東京都江東区	8,000 (8,000)	0.11 (0.11)
門野 栄介（注） 7.	東京都港区	8,000 (8,000)	0.11 (0.11)
幸松 喜郎（注） 7.	神奈川県藤沢市	7,100 (7,100)	0.10 (0.10)
中川 仁（注） 7.	東京都江東区	7,100 (7,100)	0.10 (0.10)
竹村 優（注） 7.	東京都板橋区	5,800 (5,800)	0.08 (0.08)
久松 剛（注） 7.	東京都練馬区	4,000 (4,000)	0.06 (0.06)
山崎 あゆみ（注） 7.	東京都品川区	4,000 (4,000)	0.06 (0.06)
的場 香水（注） 7.	埼玉県越谷市	4,000 (4,000)	0.06 (0.06)
佐々木 愛（注） 7.	東京都江東区	3,900 (3,900)	0.05 (0.05)
篠崎 亮（注） 7.	神奈川県川崎市宮前区	3,900 (3,900)	0.05 (0.05)
海老澤 陽介（注） 7.	東京都世田谷区	3,300 (3,300)	0.05 (0.05)
青山 憲司（注） 7.	東京都杉並区	3,100 (3,100)	0.04 (0.04)
小窪 貴子（注） 7.	埼玉県草加市	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
山崎 悠介（注） 7.	東京都目黒区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
宮村 勝也（注） 7.	東京都渋谷区	2,800 (2,800)	0.04 (0.04)
佐川 重徳（注） 7.	東京都新宿区	2,700 (2,700)	0.04 (0.04)
小林 和人（注） 7.	東京都渋谷区	2,700 (2,700)	0.04 (0.04)
楢原 充也（注） 7.	東京都目黒区	2,400 (2,400)	0.03 (0.03)
竹村 知樹（注） 7.	東京都板橋区	2,400 (2,400)	0.03 (0.03)
中尾 章博（注） 7.	東京都目黒区	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
菅原 重人（注） 7.	東京都渋谷区	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
能登 円香（注） 7.	東京都江東区	1,700 (1,700)	0.02 (0.02)
斎野 令（注） 7.	東京都板橋区	1,700 (1,700)	0.02 (0.02)
高田 光（注） 7.	東京都品川区	1,600 (1,600)	0.02 (0.02)
柴田 めぐみ（注） 7.	東京都目黒区	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)
許 娟貞（注） 7.	東京都西東京市	1,100 (1,100)	0.02 (0.02)
松本 裕基（注） 7.	神奈川県川崎市川崎区	1,100 (1,100)	0.02 (0.02)
田沼 義和（注） 7.	千葉県柏市	1,100 (1,100)	0.02 (0.02)
網本 直哉（注） 7.	東京都豊島区	1,100 (1,100)	0.02 (0.02)
野谷 昌司（注） 7.	東京都目黒区	1,100 (1,100)	0.02 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
金 洞 珍（注） 7.	東京都新宿区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
宇田川 奈津紀（注） 7.	東京都江東区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
山中 美佳（注） 7.	東京都目黒区	900 (900)	0.01 (0.01)
黒川 貴紘（注） 7.	東京都目黒区	900 (900)	0.01 (0.01)
江原 千尋（注） 7.	埼玉県熊谷市	600 (600)	0.01 (0.01)
中嶋 一博（注） 7.	東京都港区	600 (600)	0.01 (0.01)
伊藤 明成（注） 7.	東京都北区	600 (600)	0.01 (0.01)
川島 葵（注） 7.	東京都渋谷区	400 (400)	0.01 (0.01)
吉田 華奈（注） 7.	神奈川県逗子市	400 (400)	0.01 (0.01)
中谷 俊雄（注） 7.	東京都江東区	400 (400)	0.01 (0.01)
本郷 由樹（注） 7.	東京都渋谷区	400 (400)	0.01 (0.01)
澁谷 大輝（注） 7.	東京都品川区	400 (400)	0.01 (0.01)
野崎 友香（注） 7.	東京都目黒区	400 (400)	0.01 (0.01)
佐藤 翔大（注） 7.	東京都世田谷区	400 (400)	0.01 (0.01)
佐藤 佑太（注） 7.	神奈川県横浜市都筑区	400 (400)	0.01 (0.01)
森 恭佑（注） 7.	東京都目黒区	400 (400)	0.01 (0.01)
野村 茉由（注） 7.	東京都渋谷区	400 (400)	0.01 (0.01)
石川 明日香（注） 7.	東京都杉並区	400 (400)	0.01 (0.01)
堀野 晃正（注） 7.	東京都練馬区	400 (400)	0.01 (0.01)
荒牧 俊介（注） 7.	東京都渋谷区	400 (400)	0.01 (0.01)
荻原 賢太（注） 7.	神奈川県茅ヶ崎市	400 (400)	0.01 (0.01)
小森 健（注） 7.	東京都渋谷区	400 (400)	0.01 (0.01)
末田 考史（注） 7.	東京都豊島区	400 (400)	0.01 (0.01)
河村 太樹（注） 7.	東京都渋谷区	400 (400)	0.01 (0.01)
菅本 知望（注） 7.	東京都千代田区	400 (400)	0.01 (0.01)
北見 沙織（注） 7.	東京都江東区	400 (400)	0.01 (0.01)
末永 茜（注） 7.	東京都豊島区	400 (400)	0.01 (0.01)
有江 佳子（注） 7.	東京都新宿区	400 (400)	0.01 (0.01)
山田 友里恵（注） 7.	神奈川県川崎市幸区	400 (400)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
比留間 千登勢（注）7.	東京都中野区	400 (400)	0.01 (0.01)
鈴木 淳一（注）7.	埼玉県富士見市	400 (400)	0.01 (0.01)
安藤 まり江（注）7.	東京都目黒区	400 (400)	0.01 (0.01)
木村 雄太（注）7.	神奈川県横浜市青葉区	400 (400)	0.01 (0.01)
佐野 泰地（注）7.	東京都目黒区	400 (400)	0.01 (0.01)
木田 敦士（注）7.	東京都世田谷区	400 (400)	0.01 (0.01)
計	—	7,134,100 (642,100)	100.00 (9.00)

（注）1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）

2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

3. 特別利害関係者等（当社の取締役）

4. 特別利害関係者等（当社の監査役）

5. 特別利害関係者等（当社代表取締役の二親等内の血族）

6. 特別利害関係者等（当社子会社の取締役）

7. 当社の従業員

8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

9. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成29年2月17日

株式会社 ネットマーケティング
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大田原吉隆	⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新居幹也	⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットマーケティングの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネットマーケティング及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年2月17日

株式会社 ネットマーケティング
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大田原 吉 隆 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 幹 也 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットマーケティングの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネットマーケティングの平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年2月17日

株式会社 ネットマーケティング
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大田原 吉 隆 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 幹 也 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットマーケティングの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネットマーケティング及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年2月17日

株式会社 ネットマーケティング
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大田原	吉隆	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新居	幹也	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットマーケティングの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネットマーケティングの平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年2月17日

株式会社 ネットマーケティング
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大田原 吉 隆 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 幹 也 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットマーケティングの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年7月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネットマーケティング及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。